

HRC43 公式文書

房野 桂 訳

国連人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/43/3)

第一章

I. 序論

1. 本報告書は、総会決議第 48/141 号に従って提出されるものである。これにはニューヨークとジュネーブ及び現地での 2019 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの、国際人権メカニズムを支援する、開発、平和と安全保障、非差別、説明責任及び参画の領域での国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の作業の全体像が含まれている。本報告書は、2019 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間の OHCHR の作業に関する高等弁務官の報告書(S/74/36 を参照)とつなげて読まれるべきである。

2. 2019 年 12 月現在、全世界で、80 の国連人権現地駐在所があった。2019 年の最後の四半期に、高等弁務官は、スーダンとニジェール政府と、両国に国別事務所を設立する協定とヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国と、この国との協力と 2 名の人権担当官を駐在させるための理解覚書に署名した。

3. 2019 年 7 月から 12 月の間に、高等弁務官は、オーストラリア、コスタリカ、フランス、アイルランド、ケニア、マレーシア、セネガル、スロヴェニア、スペイン、英国及び米国を訪問した。副高等弁務官は、ベルギー、カナダ、デンマーク、イタリア、オランダ、英国及び米国を訪問し、一方人権事務総長補は、コスタリカとデンマークに旅した。

4. 報告期間中に、OHCHR は、第 74 回総会に 81 の報告書を、第 42 回人権理事会に 92 の報告書を提出した¹。

¹ 2019 年に、OHCHR は、人権理事会の 3 つの会期に 299 本の報告書を提出した。

第 II 章

II. 高等弁務官事務所の活動

A. 国際人権メカニズム

1. 条約機関

5. OHCHR は、条約機関の作業を促進し続けた。OHCHR は、75 の締約国の報告書の見直し、132 の個人通報に関する見解と決定の採択、登録された国家間の通報に関する 4 つの決定及び強制失踪委員会の緊急行動に関連して 111 の決定を支援した。11 月 1 日現在、OHCHR は、2019 年に新たに登録された総計 822 の事件のうち、154 の新たな個人の苦情と 221 の緊急行動の登録を促進してきた。OHCHR は、拷問及びその他の残酷、非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する小委員会による 2 つの締約国への訪問、5 つの一般勧告の作成及び 5 つの機密の調査の開始を促進した。

6. 人的資源と技術資源の不十分さが、この作業の遅れが増えるという結果となった。人権条約機関制度の状態に関する 2 回目の 2 年に一度の報告書(A/74/309)の中で、事務総長は、その効果的機能を保障するために追加の資金の緊急の必要性を確認した。2020 年の見直しは、この状況に対処する極めて重要な機会となる。

7. OHCHR の現地駐在所も、条約機関とのかかわりに関して、バングラデシュ、カンボディア、コロンビア、レソト、メキシコ、モザンビーク、ニカラグア、パプアニューギニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア及びザンビアを含めた数多くの国々に技術的支援を提供した。OHCHR も、欧州連合と条約機関との間の交流の増加を推進した。

2. 人権理事会

8. 報告期間中に、OHCHR は、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立した国際事実確認ミッションの事務局を設立した。OHCHR は、ブルンディとシリア・アラブ共和国に関する独立調査委員会、ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション、イエメンに関する著名な国際地域専門家グループ、カサイの状況に関する国際専門家チーム及び南スーダンの人権委員会も継続して支援した。

9. OHCHR は、作業計画とイニシャティヴのさらなる合理化を改訂することにより、効率を高めるために、人権理事会ビューローの努力を支援した。OHCHR は、決議第 65/281 号に従って、人権理事会の地位の見直しに関する協議会を開催する議長のイニシャティヴも支援し、差し迫った世界的課題に対処する際のその役割に重点を置いて、10 月にダカールにおける理事会の避難所を支援した。

10. 後発開発途上国と小島嶼開発途上国の人権理事会の作業への参画を支援するための OHCHR が管理する任意の技術援助信託基金への国々からの寄付は、18 名の女性を含めた 26 名の代表者とフェローの参加を支援した。理事会の作業への参画をさらに高めるため

に、2019年11月に、OHRHRは、フィジーのナディで第2回地域ワークショップを開催したが、このワークショップは、太平洋の小島嶼開発途上国の参画を高めることを目的とする「2022年に向けたナディ宣言」²を採択した。OHCHRは、カリブ海諸国の参画を高めるために「ジョージタウン宣言: 2022に向けて」³のフォローアップも支援し続けた。

3. 普遍的定期的レビュー

11. OHCHRは、バルバドス、ボリヴィア多民族国家、コスタリカ、コンゴ民主共和国、ガンビア、ギニアビサウ、キリバティ、レソト、ニカラグア、セントキッツ・ネヴィス及び東ティモールを含め、普遍的定期的レビューのための報告書の準備と提出において、各国政府、国内人権機関、市民社会団体及び国連国別チームを継続して支援した。OHCHRが管理する普遍的定期的レビューへの参加のための任意の信託基金は、13か国に支援を提供した。高等弁務官は、普遍的定期的レビューの勧告の実施のためのフォローアップ支援を提供して、外務大臣たちに手紙を書き続けた。

4. 特別手続き

12. OHCHRは、年中攻撃や脅しに直面しているものもある44のテーマ別マンデートと12の国に特化した特別手続きマンデートの作業を継続して支援した。A/HRC43/65のみならず、報告書A/HRC/43/64とAdd.1は、特別手続きの活動と勧告の全体像を提供している。その支援の一部として、OHCHRは、増加する期待と提起された懸念に応じて、制度を改善するための継続する努力を含め、特別手続き調整委員会も支援した。新しいウェブ・ページは、特別手続きの人権インパクトの例を提供している⁴。

5. 人権メカニズムの作業のフォローアップ

13. OHCHRは、ボツワナ、ブルキナファソ、キルギスタン、レソト、マレーシア、モーリタニア、モンゴル、モザンビーク、北マケドニア、ペルー、セントルシア、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリアリアン共和国、及びザンビアを含め、報告とフォローアップのための国のメカニズムを設立または強化する際に、並びにタイが主催したアジア12か国の地域行事を通して、国々を支援した。その他の支援には、ボツワナ、グアテマラ、ホンデュラス、モーリシャス、モンゴル、モンテネグロ、パレスチナ国、サウディアピア及びシエラレオネでデータベースを追跡する国の勧告を展開することが含まれた。OHCHRは、国際人権メカニズムの勧告とどのようにかか

2

www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/LDCs_SIDS/Workshops/PacificRegion/Nadi_Declaration_Towards_2022.pdf を参照。

3

www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/LDCs_SIDS/Workshops/CaribbeanRegion/GeorgetownDeclaration_Towards2022.pdf を参照。

⁴ www.ohchr.org/EN/HRBodiesSP/Pages/SPGoodStories.aspx を参照。

わり、フォローアップするかに関して、バルカン半島と東部アフリカでの国連駐在コーディネーターと国別チームも訓練した。

14. 条約機関能力開発プログラムは、OHCHR が訓練資料を開発し、国家と市民社会が人権メカニズムの勧告を実施し、世界人権指数を格上げし、包括的な国内勧告追跡データベースを展開する能力を強化するための国内・地域訓練を提供することができるようにした。

15. 普遍的定期的レビューの実施における財政的・技術的援助のための OHCHR が管理する任意基金を通して、OHCHR は、普遍的定期的レビューのプロセス、フォローアップ及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」との相乗作用における好事例に関する 9 月のパナマでの地域協議会を含め、国々に援助を提供した。

6. 人道基金

16. 2019 年に、現代の形態の奴隷制度に関する国連任意基金と「国連拷問被害者任意基金」は、両方とも UNCHR が管理しているが、25 か国の現代の形態の奴隷制度の約 8,600 名の被害者と 77 か国の約 36,000 名の拷問被害者のための救済策とリハビリを支援するために助成金を授与した。「拷問被害者任意基金」は、人権・人道危機の状況で起こっている事件に対応するために緊急事態助成金も出した。2019 年に、「拷問及びその他の残酷、非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された「特別基金」は、12 の締約国で、13 の防止プロジェクトを支援した。

B. 開発

1. 「2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」

17. 「2030 アジェンダ」の権利に基づく実施を推進する手助けをするために、OHCHR は、アルゼンチン、バングラデシュ、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、ハイティ、レソト、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、フィリピン、サウディアラビア、ソマリア、南アフリカ、ウクライナ、ウルグアイ、東ティモール、チュニジア、ウガンダ及びジンバブエを含めた幅広い様々な国々で、国家、国連駐在コーディネーターと国別チーム、市民社会及びその他のステイクホルダーへのその支援を増加した。これには、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの任意の国内見直しを準備している国々への援助が含まれた。

18. OHCHR は、アルバニア、ケニア、コソヴォ⁵、パキスタン、ロシア連邦、南アフリカ、ウガンダ及び英国で、技術支援と能力開発を提供して、「持続可能な開発」の実施において誰も取り残さないことを保障するために、データへの権利に基づく取組⁶を推進し続

⁵ コソヴォへの言及は、安全保障理事会決議第 1244 号(1999 年)の状況で理解されるものとする。

⁶ www.ohchr.org/HRRAD を参照。

けた。OHCHR は、OHCHR の国際後見制度⁷の下で「持続可能な開発目標」の指標も設定し、そのような指標に基づいてガヴァナンスと人権の進歩を測定するために統計委員会の下で開発された最初のハンドブックに貢献した⁸。国連開発計画と国連麻薬犯罪事務所との協働で、OHCHR は、差別を測定する指標 10.3.1/16,b,1 を含め、「持続可能な開発目標 16」の指標のためのデータの収集において国々を支援するための共通の調査モジュールを開発した。

19. OHCHR は、総会と経済社会理事会主催の高官政治フォーラムにも参加した。12月に、OHCHR は、人権と「2030 アジェンダ」に関する対話と協力に関する人権理事会の第2回会期間会議を開催した。その報告書(A/HRC/43/33)は、来るべき公開政治フォーラムの会議のための正式のインプットとして役立つであろう。

20. 5つの国連機関と「国連グローバル・コンパクト」と並んで、OHCHR は、*SDG 16+*を通して「2030 アジェンダ」の実施を可能にする---平和・正義・包摂を拠り所とすると題する報告書を開始した「平和で、正しく、包摂的な社会には関する進歩を報告するための世界同盟」の事務局を共同で促進した⁹。

21. OHCHR は、国連開発制度の継続中の改革にも積極的にかかわった。その寄稿を通して、OHCHR は、「国連持続可能な開発協力枠組」のための新しいガイダンスが、強力な規範的な人権の基礎を持つことを保障する手助けをした。「国連持続可能な開発グループ」が主催する誰も取り残さない人権と規範的アジェンダに関する機関間「タスク・チーム」の共同指導者として、OHCHR は、特にカメルーン、ネパール及びチュニジアでの人権問題に関する駐在コーディネーターの指導力、人権顧問の配置、誰も取り残さないことに関する国別チームのための事業ガイドの試行に関して、異なった作業や優先事項において指導的役割を果たした。

2. 開発への権利

22. OHCHR は、開発への権利を主流化する努力を継続した。2019年10月に、OHCHR は、「開発への権利に関する作業部会」の議長/報告者の支援で開発への権利に関する法的に拘束力のある条約案の開発のために専門家会議を開催した。OHCHR は、9月に開始された人権を動機とする開発計画をどのように立案し、監視し、評価するかに関するツールの開発に関して、開発への権利に関する特別報告者も支援した。

4. 国際金融機関

23. 多国間開発銀行の保護政策に関する OHCHR の政策のかかわりは、米州開発銀行グル

⁷ 特に指標 1t6.1.2,16.10.1,16.a.1 及び 10.3.1/16.b.1。

⁸ www.inec.org/praiagroup/#home を参照。

⁹ www.sdg16hub.org/system/files/2019 より閲覧可能。

ープの保護見直しプロセスと説明責任メカニズムと実力行使政策と手続きに重点を置いた。この状況で、OHCHR は、人権の相当の注意義務基準調査を終了した¹⁰。OHCHR は、10月の世界銀行/国際通貨基金年次会議に積極的に参加し、「人権と開発信託基金」の下での世界銀行職員のための就任式訓練でリソース・ポイントとして役立ち、*その他のインフラ格差: 人権と環境の展望*¹¹と題するその出版物のための2つの推進行事を行い、開発財政における救済策へのアクセスに関する世界プロジェクトを開始した。

24. 経済的・社会的・文化的権利に関するその作業を拡大し、誰も取り残さない際に国々をより良く支援する努力の一部として、OHCHR の現地駐在所は、経済的及びその他の型の不平等と差別と排除の牽引力に関するいくつかの小さな触媒的プロジェクトを開始した。さらに、OHCHR は、教育・食糧・保健・住居・上下水道・仕事・土地への権利を含め、経済的・社会的権利を推進し、保護するためのそのパートナーシップをさらに強化した。

25. 食糧への権利に関して、OHCHR は、「世界食糧の安全保障委員会」の2019年10月の会期中に飢えと不平等と闘うためのツールとして人権を推進した。仕事と土地の権利に関しては、高等弁務官は、国際労働機関(ILO)の「世界社会保護ウイーク」中に、社会保護への人権に基づく取組を提唱した。

26. 下水道への権利を強調するために、2019年11月に、OHCHR は、「誰も取り残さない」のテーマの下で、「世界トイレの日」のための「国連水」世界キャンペーンを指導した¹²。メキシコとコロンビアで、OHCHR は、健康・水・健全な環境への権利を監視し続けた。

27. OHCHR は、カンボディア、コロンビア、ホンデュラス及びタイを含め、いくつかの国々で、先住民族とマイノリティに重点を置いて、強制立ち退きの問題にも積極的に関わった。

28. OHCHR は、市と地方自治体と継続してかわり、その人権の推進と保護における役割を推進し続けた。10月に、OHCHR は、地方自治体に関する高等弁務官の報告書(A/HRC/42/22を参照)を提出した韓国で、「世界人権都市フォーラム」に参加した。

5. 環境、気候変動、人権

29. OHCHR は、環境と気候行動への人権の統合を優先し続けた。2019年9月に、人権理事会の第42回会期に向けた開会演説の中で、高等弁務官は、即座の行動を必要とする人

¹⁰ www.ohchr.org/Development/Issues/DevelopmentDFIOHCHR_Benchmarking%20Study_HRDD.pdf を参照。

¹¹ www.ohchr.org/documents/Publication/TheOtherInfrastructureGap_Full.english.pdf より閲覧可能。

¹² 国連教育科学文化機関、*2019年国連世界水開発報告書: 誰も取り残さない*(パリ、2019年)。

権への前例のない脅威として、気候変動を強調した¹³。9月に、OHCHRは、いくつかのパートナー団体と共に、「気候、権利、人間の生存に関する諸国民サミット」を共同開催し、400以上の団体が署名した宣言¹⁴という結果となった。

30. OHCHRの地域・国別事務所は、環境人権擁護者の保護、鉱山活動とメガ・インフラの人権インパクト、先住民族、土地の権利、気候法と政策への人権の統合及び気候変動が人権の効果的享受に与えるインパクトのような環境問題にますます取り組んだ。OHCHRは、8月にフィジーで気候変動と人権に関する太平洋諸国のための地域会議を開催した。10月には、OHCHRは、国境を超える人権問題として、気候変動に関してアジアからの国内人権機関と共に、フィリピンで地域対話を開催した。

31. さらに、OHCHRは、「国連気候変動枠組条約(UNFCCC)」に関する約束である「ラテンアメリカとカリブ海における環境問題の情報へのアクセス、公的参画と司法に関する地域協定」の批准と実施のための支援を通して、人々が環境の意思決定に関わるスペースを生み出すために活動を継続し、国連環境計画との協働を強化した。2019年12月のUNFCCCの第25回締約国会議への高等弁務官の出席は、この重要な領域でのOHCHRの行動の年を締めくくった。

6. 企業と人権

32. OHCHRは、「企業と人権指導原則」の実施ととりわけブルキナファソ、カメルーン、ホンデュラス、メキシコ、モンゴル及びロシア連邦での国内行動計画の開発のための技術支援を提供した。さらに、OHCHRは、カンボディア、ケニア、ロシア連邦及び南アフリカで、国内と地域の会社同輩学習ワークショップ並びに「指導原則」を実施するための能力を強化するためにタイで地域ワークショップを行った。アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、パプアニューギニア及びペルーで、OHCHRは、ILOと経済協力開発機構(OECD)との協働で、ラテンアメリカとカリブ海での責任ある企業行動に関するプロジェクトを実施している。

33. 企業関連の人権侵害の事件での救済策へのアクセスための非国家的苦情処理メカニズムに重点を置く「説明責任と救済策プロジェクト」の第III段階の一部として、OHCHRは、ジュネーヴで2019年11月に世界の多様なステイクホルダー協議会で討議された第III段階のための洞察に関する討議文書案¹⁵で頂点に達した5つの地域会議を開催した。

34. 10月に、OHCHRは、企業関連の人権侵害に対する説明責任と非司法的苦情処理メカニズムを通じた救済策へ被害者のアクセスを改善するために、モザンビーク、南アフリカ及びジンバブエの市民社会と国内人権機関との協議会を開催した。

¹³ www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=24956 を参照。

¹⁴ www.climaterights4all.com/peoples-sumit-on-climate-rights-and-human-survival を参照。

¹⁵ www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/ARP/ARPIII_Discussion_Paper_Nov2019.pdf を参照。

35. OHCHR は、法的に拘束力のある条約改正案の完全テキストに関する折衝に関して、人権を尊重して、多国籍業及びその他の企業に関する無期限政府間作業部会も支援した。

36. OHCHR が支援する「企業と人権フォーラム」の第 8 回会期は、説明責任を保護し強化する国家の責務の実施に重点を置き、2,000 名の参加者を引き付けた。

C. 平和と安全保障

1. 和平ミッションへの支援

37. 2019 年に、OHCHR は、平和活動に人権を統合する維持された努力を通して「平和維持のための事務総長の行動」イニシアティブに貢献を継続した。

38. OHCHR は、12 の国連平和活動において人権に関する戦略的企画と事業上の支援を提供して、平和維持局と政治・平和構築問題局とのその協力を強化し続けた。2019 年に、OHCHR が主導する平和維持のための人権訓練は、500 名以上のミッション指導者、警察

39. OHCHR は、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国及びマリで平和活動のための強固な人権マンドートを支持して安全保障理事会とかがわった。OHCHR はさらに、政府とコロンビア人民革命軍との間で署名された和平協定の実施を強化するために、コロンビアの国連検証ミッションとの協働を維持した。

2. 人権世界政策と遵守の枠組

40. OHCHR は、非国連安全保障軍への国連の支援に関する人権の相当の注意義務政策の実施を育成する努力を指導し続けた。OHCHR は、バングラデシュ、ブルキナファソ、チャド、ハイティ、リビア、レソト、マリ、モーリタニア、ミャンマー、ニジェール、ソマリア、スリランカ、タイ、ウクライナ及びジンバブエを含め、ミッションと非ミッションの場で、政策実施のための危険評価を行い、手続きと制度を開発する際に専門知識を提供した。

41. OHCHR は、人権と国際人道法順守と説明責任枠組の開発と実施において、サヘル 5 か国グループ連合軍とアフリカ連合委員会も支援し続けた。

42. OHCHR は、紛争関連の性暴力の防止と対応に関する平和活動職員のための国連政策とガイダンスを開発する努力を共同指導した。OHCHR は、性的搾取と虐待を防止し対応する国連の努力で、被害者を中心とした人権に基づく取組も推進した。OHCHR は、事務総長の国連職員の人権検査政策の実施にも貢献した。OHCHR は、関連原則が国連政策と慣行に及びこの問題に関する国々とのかわりに反映されることを保障するために、安全保障理事会のマンドートの下で活動している国連軍及びその他の軍に適用できる基準を調和させるために活動を継続した。

3. 防止、早期警告、緊急事態対応

43. OHCHR は、防止に関する国連の作業を強化するために、国々と事務総長の努力を積極的に支援した。その作業の多くは、「人権アップ・フロント」イニシアティブの下での努力に基づいていた。

44. アフガニスタン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、イラク、リビア、マリ、ナイジェリア及びその他の国々で、国連努力の一部として、OHCHR は、各国政府、国内人権機関及びその他のステイクホルダーとの協働で、早期警告、紛争防止及び解決イニシアティブに貢献した。防止と保護努力の一部として、OHCHR は、人権状況の技術援助を行うためにカメルーンを含めた危機とその他の新たな状況に対応するためのチームを派遣した。

45. OHCHR は、方法論とツールにも磨きをかけ続け、その危険分析、早期警告、情報管理能力を強化した。特に、OHCHR は、早期警告分析、偶発事件の企画及び調整された行動を行う努力を強化し組織化する内部手続きを強化した。さらに、OHCHR は、その監視技術を更新し、パートナーシップを拡大することにより、データへのそのアクセスを広げた。OHCHR がある国または領土にアクセスできない時には、OHCHR は、分析のための状況的情報を集める新しい技術を利用し続けた。

46. OHCHR は、文民の死傷の記録に関するその作業も強化した。OHCHR は、死傷者に関する初めての公的な国連ガイダンスを出版したが¹⁶、これは「持続可能な開発目標」の紛争関連の死亡指標に沿うものである。

47. OHCHR は、職員を事務所根付かせ、平和構築と平和維持に関して国連の作業に人権問題の統合を強化するための合同の作業計画を開発することにより、平和構築支援事務所とのそのパートナーシップを強化し続けた。OHCHR は、12 の場所で OHCHR を支援している事務総長平和構築基金から利益を受けた。

48. さらに、OHCHR は、理事会の防止マנדートに関連して、2020 年 3 月に人権理事会決議第 38/18 号の下で指定される報告者の作業を支援した。

4. 性暴力とジェンダーに基づく暴力、人身取引及び関連する搾取

49. コンゴ民主共和国と南スーダンで、OHCHR は、性暴力と闘うための行動計画の開発で、国家警察を支援した。中央アフリカ共和国で、OHCHR は、性暴力被害者のためのシェルターの設立を支援した。コロンビアでは、OHCHR とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)は、性暴力被害者のための包括的な保健ケアに関するプロトコルの地方自治体による利用を強化するために保健省に関わった。

50. コスタリカ、エルサルヴァドル及びホンデュラスで、OHCHR は、「ジェンダー関連

¹⁶ 死傷者記録に関するガイダンス(国連出版物、販売番号第 E.20.XIV.1 号)。

の女性の殺害のためのラテンアメリカのモデル議定書」を実施するために司法当局の能力を強化し続け、南アフリカでは、「ジェンダーに基づく暴力とフェミサイドに関する緊急行動計画」の実施を支援した。リベリアでは、OHCHR は、女性と女兒に対する暴力を防止し対処するための活動を強化した。

51. 本部と現地駐在所での活動を通して、OHCHR は、人身取引に対処するための人権に基づく取組を推進し続けた。「人身取引に対する機関間調整グループ」との協働で、OHCHR は、人身取引と闘う際の技術の課題と機会を強調する共同声明と関連する説明文書を出した¹⁷。OHCHR は、機上及び空港で人身取引被害者をより良く突き止める航空産業の能力を築き続けた。

5. 人道行動

52. OHCHR は、アフガニスタン、バハマ、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、エチオピア、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、リビア、マラウイ、マリ、モザンビーク、ミャンマー、ナイジェリア、パレスチナ国、ソマリア、南スーダン、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国及びイエメンを含めた国々で、人権に基づく人道行動に貢献した。OHCHR は、人権を人道行動に統合するために、南アジアと東南アジアで、11 の国内人権機関の能力を強化するために、「アジア太平洋国内人権機関フォーラム」との協力も継続した。

53. 世界レベルでは、OHCHR は、国内保護メカニズムを強化することを含め、「世界人道サミット」でなされた公約の実施を継続した。OHCHR は、人道開発平和の繋がりを推進するために、新しい戦略的枠組の開発を含め、「世界保護クラスター」で、「機関間常設委員会」と「合同運営委員会」とのかかわりも維持した。

D. 非差別

1. 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容

54. 国連機関及びその他の地域・国内機関とのパートナーシップで、OHCHR は、「ダーバン宣言と行動計画(A/CONF.189/12 を参照)」、差別・敵意・暴力の唆しとなる国籍・人種・宗教の憎悪の提唱の禁止に関する「ラバット行動計画(A/HRC/22/17/Add.4、付録を参照)」及び「権利信仰に関するベイルート宣言(A/HRC/40/58、付録 I 及び II を参照)」並びに「ヘイト・スピーチに関する国連戦略と行動計画」¹⁸の実施に継続して貢献した。

55. OHCHR は、カメルーンと南アフリカを含め、人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容の被害者に対する差別に対処するために、援助を提供した。OHCHR は、人

¹⁷ 人身取引に対する機関間調整グループ、「人身取引と技術：傾向、課題、機会」(ウィーン、2019年)。

¹⁸ www.un.org/en/genocideprevention/hate-speech-strategy.shtml を参照。

種主義と差別と闘い、「ダーバン宣言と行動計画」を実施する際の役割に重点を置いて、人権の推進と保護のための地域取り決めに関してワークショップを開催した。

56. OHCHR は、アフリカ系の人々に関する専門家作業部会を支援することにより、「国際アフリカ系の人々の10年」を実施する手助けをした。「10年」のコーディネーターとしての機能で、高等弁務官は、アフリカ諸国、青年、市民社会の「10年」へのかかわりを高め、「10年」と「アフリカ連合アジェンダ2063: 私たちが望むアフリカと『2030アジェンダ』」との間の関連性を探求するために、アフリカ連合と協力して OHCHR が主催し、アフリカ系の女性のエンパワーメントと政治参画に関してコスタリカが開催国となった地域セミナーに参加した。

2. 移動者

57. OHCHR は、排外主義と闘いつつ、移動する人々の人権に継続して重点を置いた。国連移動ネットワーク執行委員会の委員として、OHCHR は、国内の実施計画の開発を通して「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」の実施に関して国々を支援した。例えば、ギニアビサウでは、OHCHR は、「コンパクト」を実施するための国内行動計画の採択という結果となった国内協議会を支援した。

58. 対テロ事務所と共に、OHCHR は、「国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン」に基づいて、国境管理官のための訓練コースを終了した¹⁹。専門家と協力して、OHCHR は、カギとなるパートナーと共に、人権に沿った子どもの帰還に関する合同ガイダンスをさらに開発し²⁰、帰還政策と慣行において子どもの権利を尊重するガイダンスを提供した。

59. OHCHR は、特に拘束施設における移動者の状況を監視するためにメキシコで、抗議の状況で行われた人権侵害に関する情報を集めるためにボリヴィア多民族国家とチリとエクアドルで、危機及びその他の新たな状況に対応するために、チームを配置した。いくつかの監視ミッションに続いて、OHCHR は、人権理事会にヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国からの難民と移動者の人権状況に関する報告書を提出した(A/HRC/41/18を参照)。

60. ラテンアメリカとカリブ海経済委員会の指導の下で、移動者の状況を文書化し、監視する OHCHR の努力は、移動の牽引力に対処することを目的とする、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス及びメキシコのための「包括的開発計画」に人権の包摂を強化

¹⁹ OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン* (ジュネーブ、2014年)。

²⁰ OHCHR、国連子ども基金、国際移動機関、セイヴ・ザ・チルドレン、非正規移動者に関する国際協力プラットフォーム、難民と亡命者のための欧州会議及び子どもサークル、「帰還政策と慣行において子どもの権利を尊重するガイダンス: 欧州連合の法的枠組に重点を置いて」(ジュネーブ、2019年)を参照。

https://europe.ohchr.org/EN/Stories/Documents/2019_Guidance_children_rights_in_return_policies.pdf より閲覧可能。

する手助けをした。OHCHR は、ヴェネズエラ人の移動者と難民を支援するために、南米の数か国で、国内人権機関と市民社会団体の能力を強化する手助けもした。OHCHR は、さらに、リビアで、移動者の人権を継続して監視した。チュニジアでは、OHCHR は、国境での人権保護を高めるために国境警察及び安全保障軍とかがわった。

3. 先住民族またはマイノリティの地位を根拠とした差別

61. OHCHR は、政府への技術的助言を通して、法律と政策に先住民族の権利の統合を支援し続けた。例えば、ウガンダで、先住民族の権利のための積極的優遇行動の開発を支援し、コンゴ民主共和国で土地改革において先住民族の参画を強化し、「国連先住民族の権利宣言」の目的を達成するための統合された取組を保障するためのシステム全体にわたる行動計画の実施を保障するために、ネパールとタイで、国連国別チームと協働した。コロンビア、グアテマラ、ホンデュラス及びメキシコでは、OHCHR は、自由で、前もっての情報を得た同意の基準の遵守を推進し続けた。OHCHR は欧州連合がロマ人に関して人権に基づく戦略を開発することを提唱するために、欧州委員会との対話にもかかわった。

62. 先住民族問題に関する機関間支援グループの委員として、OHCHR は、人権と諸国民の権利作業部会アフリカ委員会と国連国別チームの間の協働を育成するために、2019 年 10 月に開始された「アフリカの先住民族に関する技術グループ」も支援した。

63. 2019 年 8 月に、高等弁務官は、武力紛争中に宗教的マイノリティの安心と安全を推進することに関するアリア・フォーミュラ会議で安全保障理事会に向けて演説した。

4. ジェンダー平等と女性の権利

64. OHCHR は、モロッコと北マケドニアを含め、女性に対する暴力と闘うこと及び例えばネパールで、安全な母性と性と生殖に関する権利に関する見直し中の法律を人権基準に沿わせるために国々を支援した。OHCHR は、例えばガンビアで、刑法を国際規範と基準に沿わせるためにも活動した。

65. 中米・南米では、OHCHR は、ボリヴィア多民族国家、チリ、コスタリカ及びパラグアイで、ジェンダー固定観念に関して裁判官のためのワークショップを展開した。タンザニアでは、OHCHR は、性と生殖に関する健康と権利及びジェンダー固定観念化を撤廃する際の裁判官の役割に関して、国のパートナーとの対話を行った。

66. エルサルヴァドルでは、OHCHR の技術作業とアドヴォカシーが、産科緊急事態で苦しんだ後で殺人に対して長期の刑を宣告された女性の釈放を促進した。

67. 7 月に、OHCHR は、移動と強制移動の状況を含め、様々な状況で、女性性器切除の防止と撤廃に、人権規範、基準、原則を適用する際の進歩、格差、課題を討議するための専門家会議を開催した。

68. 11 月に、高等弁務官は、「国際人口開発国際会議行動計画」の 25 周年を祝うための

「ナイロビ・サミット」に参加した。国連人口基金とのパートナーシップで、OHCHR は、最も周縁化された地域社会のための「行動計画」のアジェンダを実現することに関して、会期を開催した。

69. OHCHR は、いくつかの欧州の国々で公共の場で宗教的衣服を着ることへの制限が与える人権インパクトに関して、調査文書も開発した²¹。

5. 障害者

70. OHCHR は、6月に開始された、国連の作業全体を通して障害者を主流化する変革的戦略である「国連障害者包摂戦略」の実施を支援した。さらに、OHCHR は、11月に開始された、人道行動への障害者の包摂を強化するための「機関間常設委員会」のガイドラインを開発する手助けをした。

71. OHCHR は、障害者の働く権利を推進するために障害者をエンパワーするために能力開発を行ったグアテマラ、「障害者の権利に関する条約」のための国の監視メカニズムを設立する手助けをした北マケドニアを含めた様々な国々で、障害者権利を推進することも継続した。

6. 性的指向と性自認

72. OHCHR は、「国連自由で平等な」広報キャンペーンを主導することを通して、LGBTI の人々の人権についての意識を高め、これを提唱することも継続した。OHCHR は、アルバニア、ブラジル、カーボヴェルデ、カンボディア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ガンビア、グアテマラ、ハイティ、モンゴル、ペルー、セルビア、スリランカ、東ティモール、ウクライナ、ウルグアイ及びヴェトナムでそのような努力を支援した。OHCHR は、同性結婚の承認に関する事件に関して、ホンデュラス最高裁判所憲法法廷に法的説明を提供した。OHCHR は、例えば2019年10月のLGBTI の人々の権利に関するカリブ海合同協議会を開始することにより、好事例を分かち合う地域努力も支援した。

7. 高齢者

73. 11月に、OHCHR は、アフリカの高齢者の人権状況に関して、アブジャでアフリカ地域高官会議を開催する手助けをした。

8. 子どもと青年

74. 2019年は、この年を通してOHCHR と国連子ども基金が合同で祝った「子どもの権利に関する条約」の30周年を記し、子どもの福利、未来、権利に影響を及ぼすカギとなる問題を調べるジュネーヴでの2019年11月の記念会議で頂点に達した。

75. OHCHR は、自由を奪われた子どもに関する世界調査(A/74/136を参照)の最終提出に

²¹ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/VeilinEuropereport.pdf を参照。

関する独立専門家と教育を通して子どもと若者の権利の推進と保護を論じている「社会フォーラム」を支援した。

76. OHCHR は、若者・学生が主導する運動と直接かかわるために、現地駐在に 5 名の青年担当官を配置することを通して、若者とのかかわりをさらに強化した。さらに、とりわけバルバドス、カンボディア、レバノン、ウクライナ、テュニジアのみならず欧州連合で、OHCHR は、若者の参画を促進するためにその支援を増やした。

9. 白皮症の人々

77. 11 月に、OHCHR とユネスコは、白皮症の人々による人権の享受に関する専門家と共に、モザンビークの白皮症の人々の権利に関して、市民社会との協議会を開催し、白皮症の人々の権利を保護する国の行動計画を見直すためのポルトガル語圏の国々の会議に支援を提供した。

E. 説明責任

1. 移行司法

78. OHCHR は、状況に特化し、被害者を中心とした、人権に基づく説明責任とより幅広い移行司法プロセスの立案と実施において、国家及びその他のステイクホルダーを継続して支援した。

79. エルサルヴァドルでは、OHCHR は、人道違反の犯罪と武力紛争中に行われた戦争犯罪の捜査と訴追のための政策の採択において検事総長事務所を支援した。コロンビアでは、OHCHR は、依然として包括的な移行司法制度の実施のカギとなるパートナーであり、被害者と土地補償に関する法律の拡大を提唱して成功した。ハイティでは、OHCHR は、刑事責任免除と闘い、過去と現在の人権侵害を文書化する国内行動計画の策定において市民社会を支援した。メキシコでは、OHCHR は、イグアラ市学生集団失踪事件の「大統領真実正義委員会」の作業を支援した。

80. テュニジアでは、OHCHR は、「真実尊厳委員会」の勧告の実施のフォローアップ・プロセスを支援し、特別法廷での裁判を監視し、重大な人権侵害事件の国内の訴追のための能力開発を提供し、移行司法に関する市民社会の努力の調整を促進した。

81. 中央アフリカ共和国では、OHCHR は、真実・正義・賠償・和解委員会を設立する法案に関する国内協議プロセスを支援した。ガンビアでは、OHCHR とパートナーは、和解対話を行う際に真実・和解・賠償委員会を支援した。リベリアでは、パートナーによって維持されるアドヴォカシーに従って、OHCHR の支援を得て、大統領が、戦争犯罪裁判所の設立を含め、「真実・和解委員会」の報告書の実施に向けたすべての法的及びその他の措置に関するガイダンスを提供するよう議会に要請した。コンゴ民主共和国では、カサイ州で、OHCHR とパートナーは、移行司法戦略の開発を支援した。

2. 死刑

82. OHCHR は、国々と共に、総会決議第 73/175 号に従って一時停止の確立とバーレーン、ブルネイ・ダルサーラム、イラン・イスラム共和国、イラク、日本、マレーシア、パキスタン、サウディアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ及び米国を含め、死刑に直面している人々の権利保護を継続して提唱した。OHCHR は、サンテギディオ・コミュニティによって開催された死刑の廃止に関する第 12 回国際法務大臣会議にも参加した。

3. 対テロと暴力的過激主義の防止

83. OHCHR は、例えばナイジェリアで、対テロの状況で人権の尊重を保障するために、様々な国で安全保障軍との協力を継続した。OHCHR は、2020 年 7 月の第 2 回国連加盟国対テロ機関長高官会議の準備として、対テロ事務所と受け入れ国によって共同開催された地域会議へのその積極的参加を通して、国連対テロ政策とプログラム形成に人権の視点を強化するその努力も強化した。

84. OHCHR は、「対テロ中の人権と法の支配を推進し保護し、テロ被害者を保護することに関するグローバル・コンパクト作業部会」の議長を務めた。OHCHR は、国連ウィメンが開発した作業部会のガイダンス・メモ:暴力的過激主義防止のためのジェンダー主流化原則、側面及び優先事項²²に貢献した。OHCHR は、さらに、イラク人、ヨルダン人及びチュニジア人の法律執行担当官のためのヨルダンにおける人権に関する訓練者の訓練ワークショップを行うプロジェクトに貢献した。

4. 司法行政と法の施行

85. OHCHR は、アフガニスタン、アンゴラ、ベラルーシ、フィジー、ヨルダン、レバノン、マラウィ、マリ、ネパール、ソマリア、チュニジア及びジンバブエを含め、効果的で説明責任があり人権に基づいた国内法執行機関と司法行政制度のための支援を継続した。OHCHR は、国際刑事警察機関(INTERPOL)と国際レンジャー連盟が開催した活動の法律の施行に人権のテーマを統合することにも貢献した。

86. OHCHR は、非強制的な捜査インタビュー方法と手続き上の保証のための一連の普遍的なガイドラインを開発する専門家主導のイニシアティブに継続してかかわった。OHCHR は、さらに、人権と法の施行と「法律施行における殺傷力の少ない兵器に関する国連人権ガイダンス」に関する改訂された OHCHR のガイダンスと訓練パッケージを含め、その機関に人権を統合するために法律執行機関を支援する実用的なツールを開発した²³。

²² www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2019/gender-mainstreaming-principles-dimensions-and-priorities-for-pre-en.pdf?la=en&vs=5046 より閲覧可能。

²³ www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CCPR/LLW_Guidance.pdf より閲覧可能。

87. 10月と11月に、OHCHRは、それぞれパレスチナ・シャリア法廷とはパレスチナの軍事法廷制度の裁判官と検察官のための、国際人権条約の実施に関する初めての訓練セッションをおこなった。11月に、OHCHRは、警察の拘束と裁判前の拘禁中の拷問及びその他の非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰を防止するための実際的な措置に関して安全保障機関からの上級のロシア連邦担当官を訓練した。

88. 初めての「ジュネーヴ麻薬政策週間」のフォローアップとして、OHCHRは、効果的な機関間協働(CEB/2018/2、付録I)と「人権と麻薬政策国際ガイドライン」を通して、国際麻薬抑制政策の実施を支援する国連システム共通の立場に規定されているように、麻薬政策の人権に基づく取組を提唱する支持基盤を築き続けた²⁴。この状況で、OHCHRは、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ポルトガル及びスイスで、多様なステイクホルダー行事を共同開催し、参加した。

89. ベラルーシの国内麻薬政策戦略と法律の改正前に、OHCHRと国連麻薬犯罪事務所は、刑事罰の人権を中心とした代替手段を含め、麻薬の分野でポルトガルの慣行を紹介するために、ベラルーシ当局のためにスタディ・ツアーを開催した。

90. ウズベキスタンでは、OHCHRは、全国で行われた能力開発セミナーを通して、拷問禁止に関する新しいオンブズマン事務所のマンデートについて様々な責務の担い手の意識を啓発した。

F. 参画

1. 市民のスペースと人々の参画を強化して推進する

91. OHCHRは、市民のスペースの保護と拡大及び世界中での意味ある参画を提唱し続けた。エチオピア、フィジー、キリバティ、モンゴル、ソマリア及びテュニジアでは、OHCHRは、参画を高め、一般の人々の自由を保護する法律案に関して技術的助言を提供した。いくつかの国々で、OHCHRは、人権に従った抗議に対する対応を推奨し、助言を提供した。

92. OHCHRは、意思決定への市民社会の参画に関連した好事例の交換と人権擁護者に対する攻撃と脅し及び殺害に対する対応を促進し、公的問題に参画する権利の効果的実施に関して国々のための「ガイドライン」を広く普及し、その利用を推進した²⁵。

93. 国連ウィメンと共に、OHCHRは、国連との市民社会のかかわりを改善し、システム全体にわたる好事例に基づいて、市民のスペースへの国連の取組を強化するイニシアティブを指導した。

²⁴ www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/hiv-aids/international-guidelines-on-human-rights-and-drug-policy.html より閲覧可能。

²⁵ www.ohchr.org/Documents/Issues/PublicAffairs/GuideiesRightPartipatePublicAffairs_web.pdf より閲覧可能。

94. OHCHR は、コロンビア、ホンデュラス、メキシコ及びニカラグアを含め、人権擁護者の保護を提唱した。南部アフリカでは、OHCHR は、市民のスペースの発展の地図を作成し、擁護者のネットワークと地域協議会を開催した。

95. OHCHR は、性と生殖に関する健康と権利活動家と女性先住民族指導者の作業に光を当てて、女性人権擁護者、運動、その物語を推進するために、世界キャンペーン #IStandWhithHer を継続した。

96. OHCHR は、「米州における人権擁護者の保護に貢献する合同行動メカニズム」の枠組内で、米州人権委員会とも協働した。

97. OHCHR は、人権事務総長補を含め、人権に関して国連と協力している者に対する脅しと報復行為に対処し続けた。

98. OHCHR は、人権擁護者が直面している課題及びニュー・テクノロジーの利用によって提起される市民のスペースに対するその他の脅しに対する注意を高めた。

99. OHCHR は、28 か国からの 35 名の若い先住民族及び 27 か国からの 30 名の奨学生のための能力開発を「先住民族・マイノリティ奨学金プログラム」を通して提供した。さらに、OHCHR は、そのアフリカ系の人々のためのプログラムの下で、11 名の奨学生に能力開発を提供した。「国連先住民族任意基金」の支援を得て、OHCHR は、先住民族問題に関するカギとなる国連会議に 114 名の先住民族代表者の参加を促進した。

2. デジタル・スペース

100. OHCHR は、デジタル技術の利用に関する規則、政策、慣行の基礎として、国際人権法の利用を提唱し続けた。高等弁務官は、取り分け、オーストラリアとセネガルへの訪問中に、人口知能を含めたニュー・テクノロジーの開発と利用における人権に基づく取組を提唱して、米国における演説を通して、市民社会、学界及び各国政府の上級技術役員と指導者とかかわった。

101. OHCHR のバークレー大学の人権センターとの協働は、中央アフリカ共和国の国連捜査と監視及び「オープン・ソース捜査に関する国際議定書」の作成に貢献した。

102. OHCHR は、事務総長の「デジタル協力高官パネル」の勧告のフォローアップを積極的に支援し、この点で、ステイクホルダーとの協議会を開催した。

103. デジタル技術に関連する企業慣行に人権の尊重を埋め込むための技術における企業と人権に関する世界プロジェクトの開始に続いて、OHCHR は、基盤の広い多様なステイクホルダーの協議会を開催し、プロジェクトの目的と重点を概説する文書²⁶を仕上げ

²⁶ www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/B-Tech/B_%20Tech_Project_revised_scoping_final.pdf より閲覧可能。

た。

3. 選挙プロセス

104. OHCHR は、選挙の状況で、人権を監視し、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、グアテマラ及びパキスタンを含め、人権の推進と保護のための関連するアドヴォカシーと援助を行った。ギニアビサウ、マラウイ、モザンビーク、スリランカ及びテュニジアでは、OHCHR は、選挙の状況での人権監視で国連国別チーム、国内人権機関及び市民社会を支援した。

4. 国内人権機関と地域メカニズムへの支援

105. OHCHR は、国内人権機関を設立し、とりわけ、ボツワナ、キリバティ、スイス及びアラブ首長国連邦の政府に関連する法的助言を提供する際に、国々を支援し続けた。

OHCHR は、バングラデシュ、ハイティ、モザンビーク、タジキスタン及びトルコを含め、国内人権機関の能力を強化するために、助言サービスも提供した。

106. OHCHR は、活動と国内人権制度を知らせるために、A 級国内人権職員のための奨学金プログラムを継続した。

107. OHCHR は、さらに地域団体との協力を強化した。OHCHR は、長期的パートナーシップを形成するために、アフリカ人権と諸国民の権利委員会と太湖地域国際会議との理解覚書に署名した。10月に、OHCHR は、ガンビアでの第3回アフリカ連合・国連人権技術対話に参加した。

5. 人権教育

108. 青年に捧げられた「人権教育世界プログラム」の新しい段階(2020-2024年)の準備として、OHCHR は、青年の他の青年による人権教育を推進するその作業を強化した。8月に、OHCHR は、人権訓練のインパクトを高めるために、人権教育訓練方法論に関するマニュアルを出版した²⁷。OHCHR は、例えば、人権を推進するテュニジア国営テレビの初めての全国番組を開始する際に、国々と直接に協力を継続した。

III. 2019年の高等弁務官の反省と結論

109. 高等弁務官のマンデートの初年度中に、彼女は、人権侵害のカギとなる牽引力としてあらゆる形態の不平等と差別に重点を置いた。所得、富、資源へのアクセス及び司法へのアクセスにおける不平等が、全ての人間の平等、尊厳、人権の原則に対する基本的課題となっている。これらは、ガヴァナンスの乏しさ、汚職、法の支配の欠如、差別及び脆弱な偏見のある制度から生じている、つまり、経済的・社会的・文化的権利侵害と同様に、市民的・政治的権利侵害によって生みだされている。実際、この2つの側面は、互いに補強

²⁷ www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/B-Tech/B_%20Tech_Project_recied_scoping_final.pdf より閲覧可能。

し合っており---それぞれの力が他の方向と力を強化し、好循環または悪循環を生み出している。

110. 市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利が、最大限良好な結果のために相乗作用で機能するために、国々が良好な力学を生み出し、維持する手助けをすることは、全体としての国連の基本的役割である。OHCHR は、この作業に大変に活発に参画しており、多くの国々の真の協働を大変ありがたく思っている。

111. 2019 年の多数の国々での街頭抗議の勃発は、その分析に不平等のレンズを適用することの重要性を強調している。それぞれの抗議は、独自の状況で、独自の理由で起こっているが、不平等が、この状況のほとんどまたは多くの要因である。

112. 最近のこれら抗議の要求の多くは、経済的・社会的不平等と権利に関連している。しかし、これら経済的・社会的権利は、声を上げ、集まり、抗議する能力がなければ主張することができない程度にまで、これらは、解きがたく、市民的・政治的権利でもある。従って、我々は、経済的・社会的権利と共に、市民的・政治的権利を包括的で統合された姿としてみる必要がある。今日の抗議は、経済的措置が引き金となっているかも知れないが、これらは伝統的な偏狭な政治的分裂を埋めており、人権アジェンダの全範囲にわたって問題を提起しており---これら権利の不可分性を強化された視点にもたらしている。

113. 不可分性を強調し続けつつ、多くの高所得国と中所得国は、経済的・社会的・文化的権利を権利として真剣に取り上げることができないでいる。国際法と条約の下では、これらは法的責務である。国々は、自分の国で暮らしている全ての個人の生活を眼に見える形で改善するために利用できる資源を最大限活用する責務がある。

114. 「2030 アジェンダ」は、現在と未来の世代のためにさらなる自由、福利、正義及び権利を推進する経済的変革を実現することに関するものである。人間の歴史上初めて、我々は極度の貧困をなくし、普遍的な社会保護とユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを推進する能力を持っている。何もしないことの経費ははるかに高くつく。

115. 市民のスペースを制限することによってデモに反応することは、誰もより安全にするものではない。実際、人々の声を封じることにより、不正をはびこるままにし、社会的緊張を生み、基本的に人々を街頭に押し出す。これが不安定と過激主義と任意によらない移動を煽る。

116. 気候変動、増加する国粋主義と憎悪、強制立ち退きと移動が、私たちの未来についての基本的問題を提起する。これら問題のすべてには、多国間の対応が必要である。しかし、指導者の中には解決策を求める協力的で世界的な努力から目を背ける者があるのは、まさにこの増加する複雑性と相互関連性の瞬間である。

117. 国粋主義、憎悪、差別は、相互に関連しており、私たちの世界の未来に厳しいインパクトを与えることもある。国粋主義は、女性の権利と LGBTIT の人々の権利への攻撃を含

め、声高な人種主義、排外主義、反ユダヤ主義及びその他の形の差別を伴って、多くの国々で増えている。いくつかの国々での人種的・宗教的マイノリティの権利に対する押しも懸念の源である。政治的利益のために社会の最も脆弱で周縁化された人々を悪魔のように扱うことは、誰も取り残さないという「2030 アジェンダ」の共通の公約に対する違反である。そのような虐待に異議を唱え、危険にさらされている者を保護することが私たちの共通の責任である。

118. 世界中で、約2億7,200万人の移動者がいる。壁や障壁が建てられ、子どもたちは拘束され、人々はもっと危険な旅に命をかけている。しかし、安全と尊厳を求めている女性、男性、子どもは、犯罪者ではない。ほとんどは、ほかに選択肢がないので移動している。この現実を否定することは、誰にも安全保障をもたらさないであろう。ただ、危険と死とより多くの苦しみを生み出すだけである。

119. 2018年に圧倒的多数の加盟国によって採択された「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」は、私たちが安全保障のために人間性を売り渡す必要はなく、協力することによって、すべての移動者の権利を保護し、同時にさらなる安全性と機会を確保することができることを認めた。

120. 9月の人権理事会への高等弁務官のステートメントの中で、彼女は、気候変動を即座の行動を必要とする人権への前例のない脅威として強調した。気候変動の悪影響を最も受けている人々は、重複する形態の差別にすでに耐えている---そのジェンダーのために、その経済的地位のために、先住民族またはマイノリティであるために、移動者であり、国内避難民であるために、その年齢のために、または障害者であるために。

121. 気候変動は、地理に基づいて広がる。旱魃と洪水とさらに悪いことが他の国々に打撃を与えている間にすべて国々が上昇する海面の下に沈むかも知れず、全生態系と生存方法が存在しなくなるかも知れない。

122. 悪影響を受けている地域社会の完全で非正規の参画は、すべての気候措置の立案と実施にとって極めて重要である。気候と環境の害悪に女性と女兒がさらされる高い危険は、決定への参画からの排除とオンラインと実生活での彼女たちの声の抑圧によってさらに悪化している。声を上げる権利と意志決定での効果的割合が保護され、支持されることが極めて重要である。

123. 人権原則と人権法は、気候変動の領域での国際的・地域的、国内的政策策定を特徴づけ、強化できる。権利に基づく気候行動は、気候変動に適合する私たちの強靱性と能力を高める政策、最も脆弱な地域社会を保護する政策、私たちが社会のすべての構成員のスキルと考えから利益を受けることを可能にする政策を推進できる。

124. 女性は、経済的・気候的行為者として、低炭素経済への正しい移行を形成する手助けをする労働者・雇用者としてエンパワーされる必要がある。気候基金は、組織的に女性の

平等を統合し、気候変動の悪影響を最も受けている国々と人々に利益を与える必要がある。

125. 先住民族は、最も深い傷を負っている者の中にあるが、その先祖伝来の知識とリーダーシップを通して、最高の気候政策を開発する際に支援できるかも知れない。伝統的な火の管理、天候の早期警告制度、雨水収穫、伝統的農業技術及び沿岸海洋管理は、その貢献の可能性の例である。

126. 公正とより持続可能な経済構造への正しい移行に基づいた国際的に調整された対応で、気候脅威に効果的に対処する必要がある。気候変動が人権に与える絶えず悪化するインパクトを防止するために、私たちには、健全な環境への権利を含め、人権を守るための奨励策、規則及び法律が必要である。私たちは、大きなエネルギー効率と保存慣行を実施し、人々と地域社会を気候害悪にさらす差別を根絶する必要がある。国々は、その緩和公約と国内的に決定される貢献を強化する必要がある。既存の国の公約も、金融・技術・能力開発支援を含め、温室効果ガスの排出も減らしつつ、低炭素の気候に強靱な持続可能な開発を達成するために、国際協力を必要としている。私たちは、「パリ協定」がはっきりと示している政府間公正の原則を実施する必要がある。

127. OHCHR は、気候変動の影響を最も受けている人々の権利を保護し、気候危機が悪化することを防ぐために、さらに多くのことをするよう国々と市民社会を支援する用意がある。

子どもの売買と性的搾取(A/HRC/43/40)

子ども買春、子どもポルノ、その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書

概要

子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含め、子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者は、その報告書の中で、前回の報告書(A/HRC/40/51)以来のその活動の全体像を提供している。本報告書は、特別報告者の6年間の任期に関する反省、カギとなる課題の分析、マンデートに関連する傾向と懸念及び前進の道のための勧告も含んでいる。

I. 序論

1. 本報告書は、人権理事会決議第7/13号及び24/16号に従って提出されるものである。本報告書には、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含め、子

どもの売買と性的搾取に関する特別報告者によって前回の報告書(A/HRC/40/51)以来行われた活動に関する情報が含まれている。本報告書には、マンデートにとっての主要な懸念の問題のテーマ別全体像と6年間の任期中の特別報告者の経験に基づいた前進の道のための勧告も含まれている。

II. 活動

A. 国別訪問

2. 2019年3月の人権理事会への前回の報告書以来、特別報告者は、2019年4月1日から8日までブルガリアへ、2019年10月21日から29日までガンビアへの訪問を行ってきた。ガンビアへの訪問の結論と勧告は、2021年3月の第46回会期で理事会に提出されるであろう。特別報告者は、2020年2月に訪問したいとの要請に同意してくれたことに対してパラグアイ政府に感謝している。彼女は、予見できない状況のために、2020年後半に訪問を再計画するよう政府に求めなければならなかったことを残念に思っている。

B. その他の活動

1. 会議とステイクホルダーとのかかわり

3. 2019年9月21日に、特別報告者は、子どもの権利委員会と協働している国際子どもの権利機関と社会サービスによって合同で開催された生物技術の時代の子どもの権利に関するシンポジウムに出席し、貢献した。

4. 9月26日に、特別報告者は、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約選択議定書」の実施に関するガイドラインの開始で基調講演者として貢献した(CRC/C/156)。

5. 10月8日に、特別報告者は、代理母取り決めから生まれた子どもの権利保護の保証に関して、総会に報告書を提出した。

6. 11月14日と15日に、彼女は、子どもの尊厳同盟、ローマ教皇庁科学アカデミー及びより安全な社会インターフェイス同盟によってヴァティカン市で開催された「行動への概念からデジタルの子どもの尊厳を推進する」と題する会議に参加した。

7. 11月20日に、彼女は、ニューヨークで開催された「子どもの権利に関する条約」採択の30周年に関する総会の高官会議で、ステートメントを出した。

8. 11月22日に、特別報告者は、ジュネーブで開催された「スポーツの機会フォーラム」で、スポーツにおける子どもの権利に関するセッションに貢献した。

9. 11月29日に、特別報告者は、アイルランドに調査訪問を行い、ここで彼女はアイルランド人権センターで基調講演を行い、アイルランド大統領と面会した。

10. 12月11日と12日に、特別報告者と子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表は、アディスアベバで開催されたオンラインでの子どもの性的搾取と取り組むことに関するWePROTECT世界同盟で演説をした。

2. 通報

11. 通報と受領した回答の概要は、特別手続き通報報告書に出ている(A/HRC/42/65)。

III. 6年間の任期の反省

A. 目標と方法論

12. 人権理事会決議第7/13号に従って、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取の害悪及びこの複雑な現象に対処する際の前途にある課題を防止し、撤廃する際の多様なステークホルダーの子どもの権利の世界的支持基盤---加盟国、国内人権機関、市民社会団体、国連機関、国際・地域人権メカニズム及び民間の団体より成る---の業績を保存することに向けて、第43回理事会に最終のテーマ別報告書を提出している。

13. 第28回会期でマンデートを引き受けた時の人権理事会への特別報告者の初めての報告書(A/HRC/28/56)は、1990年のマンデートの設立の25周年と機を一にしていた。彼女の6年の任期の終わりは、マンデートの30周年に当たる。つまりその創設後30年で、マンデートは相変わらず関連した必要なものであるようである。1990年以来、世界ではかなりの変化が起これ、子どもの売買と性的搾取の程度と性質にインパクトを与えてきた。この犯罪の害悪に対処するために、数多くの努力が払われてきたが、重大な保護ギャップが依然として残っている。

14. 特別報告者は、その6年の任期の途上で明らかにされた子どもの売買と性的搾取に関連する主要な懸念の問題と新たな傾向、その根本原因と新しい形態の全体像として、この報告書を準備した。「子どもの権利に関する条約」の30周年、「選択議定書」の20周年及び「持続可能な開発目標」を達成する努力の状況で、この文書は、子どもの売買と性的搾取と闘い、これを根絶するための既存の介入の関連性、補完性、統合力、インパクトを反省する機会となる。この文書は、子どもの売買と性的搾取を根絶し、この害悪を効果的に緩和し、防止し、子どもを保護するための好事例と勧告を明らかにするマンデートのインパクトを高める方法と手段を反省する機会も提供する。

15. 報告書の特徴づけるために、特別報告者は、理事会、国内人権機関、市民社会団体、国連機関及び地域団体のメンバーを含め、広範なステークホルダーからのインプットを求めた。彼女は、マンデートに関連するカギとなる問題、学んだ教訓及び前進の道のための勧告に重点を置いて、2つの公共及び専門家グループの協議会を開催した²⁸。彼女は、国

²⁸ 特別報告者は2019年9月24日と25日にフローレンスでの2日間の専門家協議会を主催し、開催したことに対して国連子ども基金イノセント調査事務所に感謝している(ユニセフ・イノセント調査事務所、「国連特別報告者、子ども

別訪問からの経験と文献調査を通して集めた情報も土台としてきた。特別報告者は、提出物の呼びかけに応えたすべてのステイクホルダーに感謝したいと思っており²⁹、この活動を通して示されたかかわりを歓迎している。

B. マンデートに関連する問題と傾向の全体像: 子どもの売買と性的搾取の範囲

16. 子どもの売買と性的搾取の問題の真の規模は、これら犯罪の異なった形態と明らかにされ、捜査され、訴追された事件の数に関する集中した分類データの利用不可能性のために一般には知られていない。関連する犯罪についての明確化を欠いた既存の法律の不適切性、適切な通報メカニズムの不在、子どもの性的虐待と商業的性的搾取をめぐる深く根付いた沈黙、恥、汚名の文化が、事件の通報を妨げている。

17. 逸話的証拠によれば、信頼の内部サークルの中での性的虐待を含めた子どもの性的搾取と買春における子どもの利用は、世界のあらゆる部分での現実である。これら犯罪は、貧困、紛争、社会的排除及び差別に打ちひしがれている子ども、移動している子ども、障害を持つ子ども、居住看護の中で暮らしている子ども、両親によって取り残されている子どもに対して最も広がっているように見える。

18. ICT の急速な拡大、移動の流れ、自然災害、紛争、気候関連の変化及び補助生殖技術に訴えることが増えていることのような世界的発展が、有害な態度と社会的寛容と相俟って、子どもの性的搾取が増える条件をさらに促進している。

1. オンラインでの子どもの性的搾取

19. 彼女の初めての報告書(A/69/262)に書かれているように、ICT と子どもの性的搾取との間の関連性は、特別報告者がその任期中に重点を置いてきた問題の1つであった。インプットの呼びかけに応じて特別報告者が受け取った提出物のかなりの数が、オンラインでもオフラインでも消費される子どもの性的虐待資料の作成、配布、販売を促進するためのICTの増加する利用を指摘している。2014年に、特別報告者は、彼女の初めてのテーマ別報告書をこの問題に捧げた(A/HRC/28/56)。

20. 5年後に、この問題の規模は、驚くほどにまだ絶えず増加している³⁰。子どもたちは、ますます若い年齢でインターネットを利用している³¹。ICTは、子どもの生活に多くの良好な側面をもたらしてきたが、まったくの刑事責任免除で違法な活動の委託を促進する機密性、匿名性、不透明性も提供してきた。2017年に、インターネット監視財団は、78,589のインターネット・ウェブ・ページを子どもの性的虐待資料を含んでいるものとして明ら

の売買と性的搾取に関する専門家協議会を開催」、2019年9月24日を参照)。

²⁹ www.ohrh.org/Documents/Issues/Children/SR/Call_for_input_SR_children.doc を参照。

³⁰ www.missingkids.com/ourwork/ncmecdata 及び www.inhope.org/EN/the facts を参照。

³¹ ユニセフ、2017年世界の子どもたちの状態: デジタルの世界の子どもたち(ニューヨーク、2017年)、1頁。

かにした³²。2018年に、「財団」は、そのようなサイトの数が52%増加したことを発見した³³。2019年に、国際刑事警察機関(INTERPOL)の「国際子どもの性的搾取」データベースは、150万以上のイメージとビデオを押収した³⁴。28%の被害者が10歳未満である状態で、ますます若い被害者がしばしばひどい虐待を受けている実に驚くべきパターンを調査が示している³⁵。

21. ライヴのストリーミング・サービス、暗号化されたコミュニケーション制度、同輩から同輩へのプラットフォーム、匿名の支払いアプリのような様々なツールが、オンラインで自分の安全なスペースを生み出し、子どもの性的虐待資料を分かち合い、匿名でお互いにまた被害者と通信するために加害者によって利用されている³⁶。技術専門家は、意図的に隠され、ヴァーチャルな私的ネットワークと同輩から同輩へのファイル共有ネットワークを通して利用できるサイトの利用が増えていることについて警告している³⁷。犯人、人身取引者及び犯罪集団は、より容易く子ども被害者の身元を明らかにし、関係を築き、その後搾取的情況へと彼らを脅すために、ソーシャル・メディアのようなインターネット・ツールを利用している。

22. 子どもたちは、性的虐待のライブのストリーミングの目的で売られ、人身取引され続けている(CRC/C/156、パラ2及び87)。ビデオ・フィードにログインして、部屋の中にいる者にどのように子どもを虐待するかを指示することにより、犯罪に参加している犯人について、様々な国に基づく多様な報告書がある³⁸。インターネット接続の増加するスピードによって促進されるライブのストリーミングは、ファイルのダウンロードが必要ないので、証拠を集めこれら犯罪を発見する警察の努力を複雑化している。

23. 子どもたちは、ポルノの演技においても利用されている。この型のオンラインでの性的搾取は、加害者と子どもとの間に身体的接触がないために、ある社会では、あまり害がないものとみられているようである。場合によっては、経済的困苦に牽引されて、親が子の犯罪を行うことに巻き込まれている³⁹。多くの場合、子どもたちは、経済的脆弱性、同

³² インターネット監視財団、*2017年次報告書*(英国、ケンブリッジ、2018年)、15頁。

³³ インターネット監視財団、*2018年次報告書: 年に一度*(英国、ケンブリッジ、2019年)、26頁。

³⁴ www.interpolint/Crimes/Cimes-against-children/International-Child-Sexual-Exploitation-database を参照。

³⁵ インターネット監視財団、「子どもの性的虐待のライブのストリーミングに関する IWF の調査は、被害者の98%が13歳かそれ以下であることを明らかにしている」、2018年5月15日。

³⁶ ECPAT インターナショナル財団からの提出物を参照。すべての提出物は、www.ohchr.org/EN/Issues/Children/Pages/Submissionreceived.aspx で閲覧できる。

³⁷ ソーシャル・メディア分析センター、「オンラインの子どもの性的虐待画像」、技術説明シリーズ、第1号、2018年1月22日。

³⁸ ECPAT インターナショナル財団と INTERPOL、*子どもの性的搾取資料の身元の分からない被害者に関する世界的指標に向けて: 技術報告書*(ECPAT インターナショナル財団、バンコク、2018年)、14頁。

³⁹ Andy Brown、「害悪から安全へ: フィリピンにおけるウェブカメラの子どもの性的虐待と取り組む」、ユニセフ、

輩の圧力または加害者の操作によって、ポルノの演技またはその他のオンラインの行為に参加するよう募集されたり、強制されたりしている。

24. 国々の中には、「選択議定書」の下で罪となる行為に搾取された子どもは犯罪化されるべきではないという明確なガイダンスを子どもの権利委員会から受けているにもかかわらず、そのような状況にある子どもたちを訴追し続けているところもある。「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州会議条約」の締約国委員会が述べているように、この現象への対応は、被害者が支援サービスを提供され、刑事手続きに従わない状態で、子どもの権利に重点を置かなければならない⁴⁰。

25. 性的に明確な画像またはビデオをお互いに共有する子どもたちの間の増加する傾向の状況で、任意で撮られ、共有されている画像を、圧力を受け、または虐待的状況で共有しているものから区別することが極めて重要である。今日の子どもは、自分のセクシュアリティを探求し表現するために性的な画像を撮っている。これは、さらなる虐待の高い危険となる。インターネット監視財団によって行われた調査で、11歳から15歳までの子どもの画像が、2015年の30%から2016年の45%にまで増加し、オンラインで共有される自撮りの資料の増加と関連していることを示していることが分かった⁴¹。前途にある課題は、安全を保つように自分のセクシュアリティをどのように探求するかを子どもたちに教えることである。虐待の証拠を描く画像の大多数が加害者の元の場所からダウンロードされ、第三者のウェブサイトで再配布され、さらにダウンロードされ、共有され、アップロードされ、子どもの繰り返される再被害という結果となっていることを仮定すれば、これは極めて重要である⁴²。

26. グルーミングは、子どもが性的接触に黙従することを保障するために子どもを条件づけることが含まれる、ソーシャル・メディア・プラットフォームとオンライン・ゲームを通してICTによって促進されるもう一つの形態の搾取である。より多くの人々がウェブカメラと携帯電話カメラにアクセスを得るにつれて、実際的なレベルで、加害者にとって性的画像を共有するよう子どもに納得させることがより容易くなる。これら画像は、しばしば、実生活で会うよう子どもを強制したり、脅したりするために用いられており、オフラインの状況での性的・身体的虐待という結果となっている。

27. 「INTERPOLの国際子どもの性的搾取」データベースは、2019年11月現在、約2万人の身元が明らかな子ども被害者を登録した。このデータベースは、子どもが日常的に受けている性的虐待及び搾取のほんの僅かを捉えている。法律執行機関と子ども保護専門

2016年6月3日。

⁴⁰ Lanzarote 委員会、子どもによって作成され、共有され、受け取られる子ども性的に暗示するまたは明確に示す画像またはビデオに関する意見、2019年6月6日。

⁴¹ インターネット監視財団、*2016年IWF年次報告書*(英国、ケンブリッジ、2019年)、9頁。

⁴² 同上、55頁。

家の経験は、犯罪の大半が通報されないことを示している。

28. 法律執行機関によって行われる捜査の例は、国境を越えた協働が、より効果的な結果を生むことを示している⁴³。しかし、そのような活動には、暗号化された小児性愛者のネットワークを監視し、証拠を押さえるための保管された IP アドレスに合法的にアクセスし、民間セクター、海外で活動している会社、外国の執行機関とかかわる適切な技術的能力を持つ献身的で訓練された警察隊を伴う⁴⁴。これには、適切な法律と適切な予算の配分が必要である。

29. この課題の規模と複雑性を仮定すれば、法律執行機関が単独でこの問題に取り組むことは不可能である⁴⁵。学校の内外での子どもと家族を対象とした教育プログラムと意識啓発キャンペーンを通じた防止が優先されるべきである。あらゆる背景からの子どもたちは、どのように虐待を明らかにし、犯罪を通報するか、どこで支援を受ければよいかに関する保護ツール、ソフトウェア、具体的な情報へのアクセスを受けるべきである。デジタル・プラットフォームがどのように安全で強靱であることを助けてくれるかについての子どもの視点が防止戦略に含まれるべきである。

30. 特別報告者は、極端な子ども虐待資料の描写を含んでいる漫画、アニメ、コンピュータ・グラフィックとビデオ及びオンライン・ゲームのサブジャンルにおける性的に搾取的なヴァーチャルの子どもの表現の危険を繰り返し述べてきた(A/HRC31/58/Add.1、パラ 22、23 及び 67)。ある国々での法律の厳しさにもかかわらず、この型の子ども虐待資料は、まだオンラインでアクセスし、購入することができる。

31. 民間セクターのステイクホルダーの中には、その標準的な事業手続きにオンラインの子ども保護を含めるイニシアティブを取ってきたところもあるが、ほとんどの中小会社は、それが子どもに与える否定的なインパクトに気づいていないかまたはこれを無視することを選んでいく。民間産業の効果的説明責任は、政府によって監督されるべきである(S/HRC/17/31、付録を参照)。これは、会社に、子どもの性的搾取資料を発見し、通報し、ブロックするメカニズムを開発して実施し、適切な行動規範と最適基準を施行するよう会社に義務付ける国の法的規定を通して支援されるべきである⁴⁶。子どもの権利は、その企業モデルに組み入れられ、立案による安全の取組を含めるべきである。

32. 規制は、権限のある国の当局が、子どもの保護を保証するために、オンラインの犯罪の効果的捜査と訴追を保障するプロセスの下に必要なデータと証拠にアクセスできること

⁴³ 欧州連合からの提出物を参照。

⁴⁴ INTERPOL、「害悪から子どもを守る：世界的専門家のための優先事項」2019年11月14日。

⁴⁵ ラトヴィアとアラブ首長国連邦からの提出物を参照。

⁴⁶ 政府と民間のステイクホルダーによって合同で開発された任意の原則の例が、2019年のWePROTECT世界同盟のサミット中に提出された。オーストラリア、内務省、「エチオピア、アディスアベバ、子どもの性的搾取と闘うための『世界サミット』での演説」2019年12月12日。

をさらに保障すべきである。このプロセスは、表現の自由と情報へのアクセスの権利に関連する国際人権法と原則によって導かれなければならない⁴⁷。

33. ICT は、法律執行機関と NGO の努力を支援して、成功する防止対応戦略の基本的要素として役立つことができることを強調することが重要である。国内法が国際基準にまだ到達していない場合には、民間セクターのステイクホルダーには、その慣行をこれら基準に沿わせ、革新的な解決策と良好な変革を推進する機会がある⁴⁸。INTERPOL の「最悪」リストと米国の「行方不明の搾取されている子どものための国立センター」が管理する CyberTipline は、そのような協働がどのように子ども性的虐待資料にもっと効果的に対処する手助けができるかの例である⁴⁹。

34. 特別報告者は、国内・世界レベルで制度化されたすべての協働努力を歓迎している。WePROTECT 世界同盟の *2019 年の世界脅威評価* と「国連対応モデル」は、子どもに対する暴力をなくす国の努力に対するガイダンスと支援として役立っている⁵⁰。しかし、彼女は、技術が促進する暴力は、しばしば、子どもたちが日常生活で経験している他の形態の暴力と人権侵害と共存していると述べている⁵¹。専門の対応が、異なる現象としてオンライン暴力に取り組むために必要であるが、包括的な子ども保護戦略に埋め込まれている包括的に子どもの売買と性的搾取の問題に対処することからそれるべきではない。

2. 買春の中またはそのための子どもの性的搾取

35. 全世界の子どもたちは、自国内及び国境を越えて、買春と子どもの性的虐待資料の作成を含め、性的搾取の目的で売られ、取引され続けている。貧困、紛争、移動、無宿、差別、排除、障害が、この犯罪に対する子どもの脆弱性を高める要因の中にある。幼い女兒と男児は、合法的な仕事の嘘の約束に誘われ、その結果、外国での商業的性取引に強制されている。多くの場合、子どもたちは、家事苦役、強制労働、乞食行為、強制結婚を含め、性的搾取と労働搾取の組み合わせを通して搾取されている。

36. ソーシャル・メディアのアプリは、子ども売買と人身取引を促進するために用いられていると伝えられているが⁵²、被害者はしばしば孤立しており犯罪を通報できないので彼

⁴⁷ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、『『安全で、エンパワーする、包括的なインターネットに接続しよう』:より安全なインターネットの日』、2015年2月10日。

⁴⁸ Thorn は、これら目標を達成することを目的とするイニシアティブの例である。

⁴⁹ www.interpol.int/Cimes/Crime-against-children/Blocking-and-categorizing-content 及び www.missingkids.org/gethelpnow/cybertipline を参照。

⁵⁰ WePROTECT 世界同盟、*2019 年世界脅威評価: オンラインでの子どもの性的搾取をなくすために協力する*(国立アーカイブ、ロンドン、2019年); 及び WePROTECT 世界同盟、「子どもの性的搾取と虐待を防止し、取り組む(CSEA): 医学的国内対応」、2016年11月(www.weprotect.org/the-model-national-response より閲覧可能)。

⁵¹ ユニセフ Innocenti 調査事務所からの提出物を参照。

⁵² 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、『子どもの虐待と搾取に与える新しい情報技術の影響に関する調査(ウィーン、2015

らを発見することは極めて難しい。

37. 2016年に、国際労働機関(ILO)は、100万人の子どもたちが、商業的性的搾取を受けたものと推定した⁵³。国連麻薬犯罪事務所(UNODC)は、2026年に発見された全世界の人身取引被害者の28%が子どもであったと報告した⁵⁴。さらに、すべての女児の72%とすべての男児の23%が、性的搾取の目的で人身取引された。国レベルでの包括的データの欠如を仮定してまたこの犯罪の隠された性質を考慮に入れば、この問題の真の規模は過小評価されているようである。

38. 特別報告者は、子どもを含めた人身取引の防止と国々の中で法律執行機関によってこの犯罪を発見する能力の全体的な改善があったところもあることに重点を置いた法的・政策的措置に関して遂げられた進歩に注目している。しかし、年齢とジェンダーにふさわしい身元確認とリファール・メカニズムの欠如のために、しばしば、売買と性的搾取のための人身取引の子ども被害者は、違法な入国者として容易く見過ごされ「送還」に服している⁵⁵。

39. さらに、汚職、法律執行機関の限られた人的資源と財源、訓練を受けたソーシャル・ワーカーと適切な子ども保護サービスの不在、子どもに配慮した司法制度の不足が、これら犯罪の効果的な捜査と訴追に対する根強い障害として、様々なステイクホルダーによって強調されている。

5. 旅行と観光の状況での子どもの性的搾取

40. 旅行と観光の状況での子どもの性的搾取の問題は、新たな傾向として、特別報告者の2013年の報告書で調査された(A/HRC/22/54)。観光産業のさらなる成長で、増加する需要が、この犯罪を煽り続けている。状況は、広告プラットフォームとしての犯罪ネットワークによって利用されるICTの拡大によってさらに悪化している。旅行と観光の状況での子どもの売買と性的搾取は、脆弱な地域社会の中での一形態の所得創出活動となっているところもある⁵⁶。被害者の大多数は、移動している子ども、経済的に不利な立場にある背景の子ども、街頭で暮らしている子ども及びその他の形態の排除を受けている子どもである。

41. 特別報告者は、意識啓発キャンペーンの推進、地域社会を基盤とした保護制度の支援⁵⁷及び様々な国内法制度でのこれら活動の犯罪化に関連して遂げられた最近の進歩に注目

年)、x頁。

⁵³ ILO、子ども労働の世界見積：2012-2016年結果と傾向(ジュネーブ、2017年)、13頁。

⁵⁴ UNODC、「人身取引被害者の約3分の1が子どもである：UNODC報告書」、2016年12月21日。

⁵⁵ ECPAT 英国からの提出物を参照。

⁵⁶ メキシコとフィリピン人権委員会からの提出物を参照。

⁵⁷ OHCHR、「ガンビアへの訪問に関する、子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者のミッション終了ステートメ

している。彼女は、旅行と観光における子どもの搾取と闘う際の重要な手段として、「観光倫理に関する枠組条約」の2019年の世界観光機関による採択を歓迎し、その批准を促進するようすべての国々に要請している。子どもの権利に関する国際人権基準を補うことに加えて、「枠組条約」は持続可能な観光の推進と子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすことに関する「持続可能な開発目標」のターゲットの実現を支援するであろう。

42. 特別報告者は、国別訪問中に、旅する子どもの性的犯罪人の有罪判決の数が驚くほど少ないことを観察した。従って、子どもを売買と性的搾取から保護するすべての法律の施行を強調することが重要である。脆弱な地域社会、観光産業及び雇用機関を対象としたもっと厳格な意識啓活動も、刑事責任免除と闘い、被害者に手を差し伸べるために必要とされる。

4. スポーツの状況での子どもの売買と性的搾取

43. 旅行と観光での子どもの性的搾取に本質的に関連しているのが、スポーツ及び大きなスポーツ行事の状況での搾取である(A/HRC/40/51を参照)。スポーツ産業に固有の権力力学と独立した監督の欠如が、ロッカー室、運動場、遠征、コーチの家または社会的行事のような状況を含め、子どもを特に性的搾取に対して脆弱にする。その他の人権侵害に子ども労働が含まれる。2016年に、欧州委員会は、未成年や若者のスポーツ選手の2%から8%が、スポーツの状況で性的攻撃の被害者であったと推定した⁵⁸。こういった現象についての高い意識が、受けた虐待について声を上げる子どもの勇気のために可能にされてきた。しかし、公に明らかにされ、辱められ、信じてもらえず、責められるという恐怖が、被害者の大半の口をつぐませている。多くはただ虐待的關係を認めることができない。

44. スポーツの状況で、子どもの権利を扱うたくさんの基準、規則、政策及び行動規範がある(A/HRC/40/51、パラ36-50)。しかし、様々な取組が続き、標準的な用語の使用はない。これが、首尾一貫性がないことに繋がり、保護を弱めているのかも知れない。

45. 特別報告者は、スポーツ連盟と協会を含め、子どもの保護を保証する文書の実施を推進する様々なステイクホルダーの努力に留意している⁵⁹。しかし、被害者のための司法と包括的なケア、回復、再統合サービスへのアクセスを保障するために、さらに多くことをする必要があり、「企業と人権に関する指導原則」(A/HRC/17/3)に沿って、虐待を防止し、捜査し、罰し、矯正するために、スポーツ団体によって適切な措置が設置されるべきである。

ント、Maud de Boer-Buquicchio(2019年10月21-29日)」、2019年10月29日。

⁵⁸ 欧州委員会、ガヴァナンスに関する専門家グループ、「若いスポーツ選手の保護とスポーツにおける子どもの権利の保証に関する勧告: 最終文書」、2016年7月。

⁵⁹ そのような努力の例は、www.coe.int/en/web/children/2019petition を参照。

5. 平和維持の状況での子どもの売買と性的搾取

46. 平和維持活動と人道行動の中での子どもの性的搾取の事例における説明責任の欠如も、特別報告者によって提起されてきた(A/72/164、パラ 84)。中央アフリカ共和国における性的搾取と虐待の申し立てに対する国連の対応である「外部独立見直しパネル」の2016年の報告書に続いて、特別報告者は、これら犯罪の捜査と訴追及び被害者の回復に重点を置いた一連の措置を概説した(A/71/818 及び Corr.1)。

47. これは良好な兆候であった。しかし、この問題に効果的に対処するために、さらに多くのことをする必要があり、海外に駐在している武装軍の兵士は、買春に対する需要を煽り続けており、かなりの数の子どもが性的に搾取され、虐待されるという結果となっている。さらに、優遇されている犯人である軍人が、性的に子どもを搾取する立場を利用し続けていると伝えられている。

48. 2019年に、事務総長は、2018年に54、2017年に62、2016年に104の報告された申し立てがある状態で、国連平和維持と特別政治ミッションの事件の数が減少してきたと報告した。2018年に平和維持ミッションに対して報告された申し立ては、94名の被害者に関連しており、その中の17%が子どもであった(A/73/744、パラ 70)。被害者の大半は、司法と救済策へのアクセスを否定されている。これら事件の子ども被害者と証人を保護するために取られる特別措置についての包括的な情報の欠如もある。

6. 子どもの売買: 子ども結婚

49. 全世界でのこの減少する傾向にもかかわらず、子ども結婚の広がり、依然として大きく、子どもとして結婚している若い女性は今日の世界に約5人に1人はいるという状態である⁶⁰。2030年までにこの有害な慣行を撤廃することに関する「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 に応える軌道に乗っている地域はない⁶¹。逸話的に、ソーシャル・メディアとその他のオンラインのアプリが、犯罪ネットワークがはるかに大規模に若い女児を売買し取引することを可能にしている。

50. 子どもの健康、権利、教育に与えるこの慣行の否定的インパクトは否定できない⁶²。強制的性関係と早期妊娠に関連する重大な医学的条件に加えて、子ども結婚は、学校から落ちこぼれるために、子どもの将来の稼ぐ能力に否定的な影響を与える。子ども結婚の広がりが世界で最も高いサハラ以南アフリカの12か国の推定は、子ども結婚が失われる稼ぎと人的資本の富において、これら国々に何十億ドルもの経費をかけていることを示している⁶³。

⁶⁰ ユニセフ、「子ども結婚: 最近の傾向と将来の見通し」、2015年7月。

⁶¹ www.unifpa.org/publications/accelerating-and-amplifying-change を参照。

⁶² 世界保健機関欧州地域事務所、「子ども結婚---健康への脅威」、2012年12月20日。

⁶³ Quentin Woden 他、*女児を教育し子ども結婚をなくす: アフリカの優先事項*(ワシントン D.C.、世界銀行グループ)。

51. 特別報告者は結婚の取り決めに財政的支払いまたは物品での利益の形態での取引が含まれている時、強制労働の目的での子どもの売買に当たるかも知れないことを強調している(A/71/261、パラ 33)⁶⁴。そのような取引で、品物または金銭と交換され、または負債や紛争を解決するために子どもは品物として扱われる。ある調査は、結婚を隠れ蓑として強制労働の目的で子どもが売られることに繋がる力学を強調してきた⁶⁵。場合によっては、そのような慣行が現代の形態の奴隷制度となるかも知れない(A/74/179、パラ 12-12)。

52. 脆弱な法制度と乏しい法律の施行が、子ども結婚をなくすことに対する主要な障害である⁶⁶。法的・政策的隘路の中には、宗教法、市民法、慣習法を含む複雑な法制度を持つ国々でこの問題に対処する努力をさらに妨げているものもある⁶⁷。貧困と教育へのアクセスの欠如が子ども結婚の主要な牽引力の中にある。特別報告者は、紛争と人道危機の状況で、両親が子どもを結婚させてしまうことにも驚いている(A/72/164、パラ 27)。従って、この慣行は、家父長的規範とジェンダー差別に深く埋もれている。性の話題をめぐる汚名が、婚前セックスを防止する合法的方法として子ども結婚の慣行を永続化している。並行して、性と生殖に関する健康教育の欠如が、婚姻外妊娠という結果となっている。

7. 子どもの売買: 違法な養子縁組

53. 特別報告者が調査した子どもの売買のもう一つの形態は、違法な養子縁組に関連している。2017年に、彼女は、誘拐、売買、人身取引、生物学上の親からの適切な同意の欠如、詐欺及び不適切な金銭的利益のような違法な行為と不法な慣行の委託を通して起こる養子縁組にそのテーマ別報告書(A/HRC/34/55)を捧げた。これら行為は、子ども保護制度の欠陥を反映している。この状況は、しばしば国の役人を巻き込んで、黙認する国の政策の結果として犯罪ネットワークによって利用されている。すべての行為者は、違法な養子縁組の儲かる商売に牽引され、この犯罪に対する刑事責任免除が、この害悪を煽ることにのみ役立っている。

54. 2018年に、政府の担当官が促進した違法な養子縁組の申し立てに関するその一つの判決の中で、米州人権裁判所は、違法な養子縁組は、「国連国際組織犯罪防止条約」を補

プ、2018年)、9頁。

⁶⁴ 女児アドヴォカシー同盟からの提出物を参照。

⁶⁵ ECPAT インターナショナル財団、*テーマ別報告書: 子ども結婚、早期・強制結婚における子どものみとられない性的虐待と搾取*(バンコク、2015年)、44頁。

⁶⁶ 「女性に対する暴力とドメスティック／ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州家会議条約」の下での監視メカニズムである「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに反対する行動に関する専門家グループ (“GREVIO”）」の事務局からの提出物を参照。

⁶⁷ 特別報告者の国別訪問によって文書化されている例: A/HRC/40/51/Add.3、パラ 35; A/HRC/25/48/Add.1、パラ 26; 及びOHHR、「『ガンビアは子どもの性的搾取をなくすことに関する進歩を即視診するために外居を強化しなければならない』と国連人権専門家述べている」、2019年10月31日を参照。

う、「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の人身取引の定義でカバーされる「搾取の目的」の中にあると明確に述べた⁶⁸。特別報告者は、この事件の意見を提出した。違法な養子縁組の目的での子どもの売買に関する信頼できる数字は、この活動の隠された性質のために確定するのが難しい。さらに違法なチャンネルを通して促進された養子縁組は、「公式の」養子縁組の文書が受領された後で合法的に見えることもある。

55. 子どもの養子縁組を確保するために個人または犯罪ネットワークが行う犯罪に加えて、主要な問題は、そのような犯罪を可能にする環境である。これには、貧困、紛争、人道危機、給料が安い資金不足の市民サービス、汚職、不適切な社会保護制度及び私的に経営されている居住施設に依存することが含まれる。

56. 今日、出生登録へのアクセスの障害、または放棄または遺棄を促進する法律を含め、国レベルでの脆弱な子ども保護制度が、しばしば政府の役人との共犯で、犯罪ネットワークと仲介人が違法な養子縁組を促進することをさらに可能にしている。1993年の「子ども保護と国家間の養子縁組に関する協力に関するハーグ条約」の締約国ではない送り出し国からの国家間の養子縁組の存在も、違法な養子縁組の比較的高い危険に関連している。違法な養子縁組の被害者のための説明責任と矯正策の欠如が、特別報告者が強調したもう一つの問題であり、ほとんどが、別個の罪として、違法な養子縁組を犯罪化する包括的な国内法の欠如から生じている。大規模な違法な養子縁組の過去の事件が、サヴァイヴァーに悪影響を及ぼし続けている国々もある。

8. 代理母と子どもの売買

57. 2つのテーマ別報告書(A/HRC/37/60 及び A/74/162)で、特別報告者は、繁栄する医療観光、国際・国内の規制の空白、代理母法と慣行との既存の格差を背景とした代理母と子どもの売買の現代の慣行について懸念を提起した。しかし、特別報告者は、彼女の報告書の中の何物も女性の意思決定における自治またはその性と生殖に関する健康への権利を制限するものと解釈されてはならないことを強調している。他の人権メカニズムによる代理母に関するさらなる調査が、特に女性の権利に関連しているので、必要とされる。

58. 特別報告者は、代理母を禁止している国内法はしばしば回避され、国々は、海外で行われる代理母取り決めに直面しており、特に身元確認の権利、子どもの出生元と家庭環境へのアクセスをめぐる問題につながっているとの見解を述べてきた。この状況で、国際代理母取り決めに認める法律は、海外から来ている親になろうとする者が、代理母から生まれた子どもと共に出身国に帰ることができ、法的親権が出身国当局によって認められるこ

⁶⁸ 米州人権裁判所、*Reirez Escobar 他対グアテマラ事件*、Cシリーズ第351号、判決、2018年3月9日。概要は、www.ohchr.org/Documents/Issues/Children/Subission/Resumen_Ramirez.Escobar.pdf を参照。

とを保障すべきである⁶⁹。

59. さらに、特別報告者は、代理母慣行に対して責任のある商業的行為者の制度的慣行についての包括的な情報の欠如についての問題を提起してきた。彼女は、女性と女兒の経済的脆弱性を搾取する虐待的慣行の可能性と医療専門家と代理母取り決めを求めている個人との力の不均衡についても懸念を提起した。

60. この慣行にどのように対処するかに関する国際的合意の欠如を認めつつ、特別報告者は、代理母取り決めに関する国際的・国内的規制の空白が、しばしば、子どもをその基本的権利の侵害に対して脆弱なままにすることを懸念している。

C. 増加する脆弱性の根本原因と危険要因

1. 根本原因と需要の要因を理解する

61. 子どもの売買と性的搾取の需要は、こういった犯罪の根絶のための幅広い戦略を提供する目的で、特別報告者の報告書(AHRC/3158)で詳細に調査された。需要には、子どもがかかわる性的サービスに対して支払う個人の犯人と、子どもの性的搾取が無視され、受容さえされる雰囲気を生み出す社会的・文化的・ジェンダー的・制度的構造の双方が含まれる⁷⁰。需要は、国際犯罪ネットワーク、人身取引者及びその他の仲介者の利益も維持し、支える。「選択議定書」は、これら犯罪を禁止し、犯罪化する国家の特別な責務を定めており(第1条及び3条)、需要を減らすための一般の意識を高める必要性を強調している。「選択議定書」はさらに、しばしば需要の国際的な性質に適切に対処するために、この犯罪に治外法権を用いるよう各国に要請している(第4-7条)。

62. 子どもの性的搾取に対して責任のある犯人のプロフィールは多様である。大多数は、自動的に子どもに対する性的好みを有しているわけではなく、単に利用できる子どもがかかる買春にしばしば訴える情況的犯人として分類できる。この型の犯人には、観光者、商用の旅人、外国人労働者、大きなスポーツ行事の状況で旅しているサポーター、ボランティア、海外に赴任する政府役人、長旅に出ているまたは海外に居住している駐在員が含まれるかも知れない⁷¹。

63. オンラインでの子どもの性的虐待資料の増加するアクセス可能性と利用可能性が、この犯罪を正常化しているようであり、犯人となる可能性のある者を奨励し、虐待の激しさを増しているのかも知れない⁷²。これには、インターネットで広く利用できる実在しない

⁶⁹ セイヴ・ザ・チルドレン・スペインからの提出物を参照。

⁷⁰ ECPAT インターナショナル財団、権力、刑事責任免除、匿名性: 子どもの性的搾取に対する需要を牽引する力を理解する(バンコク、2016年)、9頁。

⁷¹ ECPAT インターナショナル財団からの提出物を参照。

⁷² ユニセフ Innocenti 調査事務所から受領したさらな情報。

子どもの性的な絵やヴァーチャルな描き方のような新しい現象が含まれる。

64. 好みのある犯人に関しては、法律執行専門家は、こういった個人には、有害なふるまいまたは犯罪行為にかかわる前に援助を求める機会が限られているかまたは全くないことを指摘しており、これはしばしば国家によって見過ごされる問題である。犯人となる可能性のある者を支援し、彼らが虐待行為にかかわることを防止するために立案される既存の効果的な防止プログラムが規模拡大されるべきである。一般的に、犯人の特徴をより良く理解するために、包括的で証拠に基づく調査が必要とされる。これは、既存の更生プログラムの質と効果を改善する可能性がある。

65. 究極的に、ほとんどの犯人の基本的特徴は、自分の行動が罰せられないままになるだろうという知識または信念である。需要は、有害な社会規範と慣行によっても維持される。予防措置、効果的な説明責任メカニズム及び証拠と結果に基づいた更生プログラムに基づいた効果的戦略を採用し、実施するのは国家の責任である。

2. 有害な社会規範と慣行のインパクト

66. 男性の性的支配を推進する家父長的構造は、子ども被害者の大半を占める女児の売買と性的搾取を牽引する基本的要因である。男らしさをめぐるジェンダー固定観念も、性的搾取に対する脆弱性の可能性にほとんど注意が向けられない状態で、男児に否定的影響を及ぼす。オンラインの子どもの性的虐待で描かれる子どものかなりの割合は男児であるが、男児のリハビリと回復を支援する適切な子ども保護制度を開発してきた国はほとんどない⁷³。

67. ジェンダー差別は、子どもと成人の間の固有の力の不均衡によってさらに複雑化されている。子どもはしばしば、権利保持者とは考えられておらず、時には持ち物とみられる。さらに、早い性的対象化を社会がますます受け入れていることが、インターネット上の子どもの性的虐待資料と実在しない子どもの非常にリアリスティックな画像の広がりによってさらに悪化している⁷⁴。この子どもの物品化は、その行為において犯人を慰める。

68. さらに、人種主義と差別が、最も脆弱な人々に対する暴力を正常化している。犯人の中には、特に旅行と観光の状況で、地方の文化が子どもの性的搾取を大目に見ていると信じているので、民族性の異なった子どもを標的にする者もある。カーストに基づく制度または同様の深く根付いた不平等が、犯人が、より低いカーストまたは集団の子どもの性的搾取を正当化できるようにしている。さらに、国内の違法な養子縁組の多くの事件は、マイノリティまたは先住民族社会に対する差別の一形態として行われてきた。性的指向に基づく差別も、同性愛者またはトランスジェンダーの子どもは、状況によっては受容できるものとみられるので、需要の源である。さらに、障害も、女児と男児が売買と性的

⁷³ エクバット英国からの提出物を参照。

⁷⁴ ABC、「SA 政府、子どもに似た性人形の禁止を支援」、2019年9月12日。

搾取を受ける危険を高める重要な要因となるかも知れない。

69. この犯罪をめぐる沈黙の文化は、宗教団体またはスポーツ・クラブのような子どもと成人の間の権力の力学の固有の不均衡がある閉ざされた社会の状況で一層広がっている。

70. 特別報告者は、様々なステイクホルダーによって提出されたいくつかの提出物の中でも説明されているように、脆弱な子どもを保護することに対して責任を有する役人が、しばしば、子ども被害者の状態に対する無礼と不信を含め、有害な態度を示しているのが見られ、このようにして説明責任を妨げ、刑事責任免除を永続化していることを懸念している⁷⁵。

71. 特別報告者は、2014年に、地域社会が、子どもの性的搾取に対するその寛容度を増すことによって、直面している課題のあるものに対処する傾向にあり、この犯罪を正常化し、許容するという結果になっているとの見解を述べた。一般的に、この傾向は今日も続いている。

3. 子どもの売買と性的搾取の牽引力としての貧困

72. 貧困は、子どもの売買と性的搾取に関連する犯罪の主要な根本原因であり、教育の欠如、不適切な家庭の保護、移動と国内避難及び農山漁村地域またはスラムで暮らしているといったようなその他の要因と強く関連している⁷⁶。貧しい家庭の子どもたちは、不平等、社会排除及び差別によっても特に悪影響を受けているかも知れない。

73. こういった状況で、子どもたちは、家庭に所得をもたらすために、売られ、人身取引される一層の危険にさらされている。場合によっては、両親が貧困と情報の欠如に牽引されて、人身取引者に子どもを売り、それによって子どもを強制労働、子ども結婚、買春、強制乞食行為またはICTによって促進される性的虐待と搾取の状況に置く。さらに孤児院で暮らしている子ども、路上で働いている子ども、拘禁施設に入れられている子どもは、売買と性的搾取のより高い危険にさらされている。路上で暮らしている女兒は、特に脆弱であり、売春で逮捕される可能性があり、性的虐待のさらなる危険にさらされている。

74. 世界銀行は、2030年までに、高いレベルの脆弱性、紛争及び暴力がある国々は、世界の極度の貧困の中で暮らしている人々の46%が住む国となるものと推定している⁷⁷。これは、様々な形態の搾取の被害者となることから最も脆弱な子どもたちを保護するという点で、大きな課題となる。

⁷⁵ ユニセフ、カザフスタンにおける子どものための司法に関する知識・態度・慣行調査(2016年)(ファイルで)。セルビア市民保護者からの提出物も参照。

⁷⁶ イタリア、グアテマラ、南アフリカ人権委員会佳世比その他からの提出物を参照。

⁷⁷ 世界銀行グループ、「脆弱性、紛争、暴力: 全体像---不安定な環境をくぐり抜けている国々を助ける」、2019年10月10日。

4. 移動中であり、紛争と人道危機の状況にある子どもたちの脆弱性

75. 紛争と人道危機の状況での売買、人身取引及びその他の形態の搾取に対する子どもの脆弱性が、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者と共に、特別報告者による合同調査で調査された(A/72/164)。

76. 8歳の幼い子どもが、兵士として徴兵され、強制労働、子ども結婚、性的搾取及び性奴隷の目的で軍や武装集団によって利用されている(A/73/907-S/2019/509、パラ 18を参照)。紛争関連の性暴力は、継続中の紛争の場の大半で文書化された話を伴って子どもに悪影響を及ぼし続けている(S/2019/280、パラ 18)。女兒は性的搾取の被害者となる可能性がより高いが、それでも男児が虐待される場合がある。移動、人身取引、武力集団・過激集団が加える性奴隷を含めた性暴力との間の関連性について懸念が提起されてきた⁷⁸。

77. 売買と性的搾取に対する子どもの脆弱性は、新しい紛争の力学が出現し、強まっている状態で、紛争のますます長引く性質のために根強く続いている。従って、子どもの権利を含めた国際人道法と人権法を尊重しない風潮が広がっていることについての懸念が、継続して根強く続き、子どもたちを司法と救済策を受ける選択肢を極度に制限したままにしている。

78. 特別報告者は、売買と人身取引に対する子どもの脆弱性に与える移動のインパクトを繰り返し強調してきた。移動する子どもの状況は、伝統的な経済的要因とますます環境悪化と気候変動によって牽引され続けている。難民、亡命者、帰還民を含めた子ども、国内避難民の子ども及び無国籍の子どもも、紛争、迫害、自然災害を逃れている。

79. 子どもは国際法と国内法制度によって定義される異なった型の保護メカズムに対して資格があるかも知れないので、子どもの移動の動きの間の異なった状況の間を区別することが重要である。しかし、移動する子どもは、何よりもまず子どもである。その移動の状況は、国家が、売買と性的搾取から彼らを保護する責務を怠る理由にはならない。

80. 国際移動機関(IOM)によれば、2017年に、移動者のすべてのカテゴリーの14%を占めていた⁷⁹。2016年現在、世界の子どもの10人中約1人が、強制移動の中で暮らしており、これは総難民人口の約半数を占める推定2,800万人の子どもである⁸⁰。5人中4人近くの難民が、出身国の近隣国で暮らしていた⁸¹。

81. 出身地に近いほとんどが低・中所得国で、子どもたちが将来のための現実的な選択肢で支えられない時、彼らは、世界の北の国々への危険な旅の危険を冒す可能性がより高

⁷⁸ 世界人身取引報告書---2018年の手武力紛争の状況で(国連出版物、販売番号第E.19.IV.2号)、6頁。

⁷⁹ IOM、2018年の世界移動指標(ベルリン、2018年)、19頁。

⁸⁰ ユニセフ、行動の呼びかけ: 移動する子どもの保護はより良いデータから始まる(ニューヨーク、2018年)<https://data.unicef.org/resources/call-action-protecting-children-move-starts-better-data/>。

⁸¹ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、世界の傾向: 2018年の強制移動(ジュネーブ、2019年)。

い。特別報告者は、独りでこのような旅を行う多数の子どもたちについて懸念している。例えば、国連難民高等弁務官事務所は、2018年に、13万8,600名の付き添いのない離別した難民の子どもたちのことを報告した⁸²。国々は必ずしも、親のケアを奪われたまたは主要なケア提供者から離別した子どもは、搾取と虐待に対して特に脆弱であるという事実にもかかわらず、家族と一緒にいる子どもたちとは別に彼らを記録してはいない。

82. 移動する難民の子どもたちは、しばしば、複数の国々を横切って危険な移動ルートに沿って移動している。彼らは、地中海移動危機⁸³と南アジア・東南アジアの難民移動⁸⁴の場合のように、国境または海岸でしばしば座礁している。

83. さらに、これら子どもたちがその目的地に到着した時、彼らは、差別、基本的サービスへのアクセスの制限または欠如、権利を主張することができないことのようなさらなるいくつかの困難に遭遇する。保護を受ける代わりに、多くの者は犯罪化され、拘束される⁸⁵。世界中の移動者と難民の受け入れセンターは、しばしば子どもに適切な保護を提供できず、多くの子どもたちはこれら施設から行方不明になる⁸⁶。強制結婚、子ども労働、性的搾取と性奴隷を目的とした人身取引にあう者もあり、多くは無宿になり路上で暮らすことになり、これが彼らの性的虐待に対する脆弱性をさらに増す⁸⁷。拘束センターに入れられた者の中には、しばしばさらなる虐待を受ける者もある(A/74/136、パラ 56-60を参照)。

84. 「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」⁸⁸の採択にもかかわらず、特別報告者は、売買と性的搾取を受けるすべての移動する子どもが身元を確認され、適切なリハビリと回復サービスを提供されることを保障することを国家が継続してできていないことについて懸念している。これら子どもたちは、しばしば、国の子ども保護制度から排除され、売買と性的搾取の事例に関するデータ収集に含まれていない。その結果、この犯罪の悪影響を受ける子どもの数は、過小評価される可能性がある。

⁸² UNHCRからの提出物を参照。

⁸³ IOMとユニセフ、*うつろな旅: 地中海をわたって移動する、人身取引と搾取の危険にさらされている子どもたちと若者*(ジュネーブとニューヨーク、2017年)。

⁸⁴ UNHCR、「東南アジアでの難民の移動」、2019年9月30日。

⁸⁵ Manfred Nowak、*自由を奪われた子どもに関する国連世界彫塑*、2019年11月、430-496頁。世界調査で分かったことの概要は、A/74/136を参照。

⁸⁶ Lanzatote委員会からの提出物を参照。

⁸⁷ UNHCRからの提出物を参照。

⁸⁸ 総会決議第73/194号、付録を参照。

IV. 進歩と既存の格差

A. 制度的・法的枠組

85. 特別報告者によって繰り返し強調されているように、子どもの売買と性的搾取の様々な形態に対する効果的な防止と対応には、何よりも強力な子ども保護制度が必要である。第一歩は、子どもの性的搾取と関連する売買と人身取引を犯罪化し、ケア、回復及び再統合のための権利とサービスにアクセスする被害者としての法的地位を認め、補償を含めた子どもに優しい司法手続きと救済策を提供する明確で包括的な法律を保障することである⁸⁹。

1. 用語

86. これら犯罪を定義し、関連する政策で対処するために、国家が用いる用語は、危険のすべての範囲を反映していなければならない。子どもの売買と子どもの性的搾取は、ますます複雑になり、世界的発展の状況で継続して進展する現象であるので、これは手強いことである。さらに、これら犯罪の国境を超える側面が、データを集め情報を交換する時に国家は、共通の文言を用いなければならないことを意味する。

87. 特別報告者は、国家が関連する法的・政策的定義を調和させ、見直そうとする努力において、国家を支援する重要な手段として、「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護のための用語ガイドライン」の開発を歓迎している⁹⁰。文書で提案されている文言は、汚名と子どもの二次被害を減らしている。

2. 法律

88. 「選択議定書」の実施に関するガイドラインの子どもの権利委員会による 2019 年 5 月 30 日の採択は、いくつかの法的責務に関して明確化を提供することへの歓迎されるもう一つの貢献である⁹¹。

89. ガイドラインで対処され、特別報告者によって繰り返し強調されている問題の 1 つは、国内法における「子どもの売買」という概念と「子どもの人身取引」という概念との間を区別する必要性である。多くの国々は、人身取引を禁止する法律を有しているが、別個の問題として子どもの売買を犯罪化できないでおり、またはこれを子どもの人身取引の犯

⁸⁹ イスラム協力団体からの提出物を参照。

⁹⁰ ガイドラインは、市民社会、地域団体、専門機関、国連機関、人権メカニズム及び学会の代表者をまとめている機関間作業部会によって、2016 年に採択された。http://luxemburgguidelines.org を参照。

⁹¹ OHCHR、「国連委員会は、デジタル時代の子どもの性的搾取と売買と闘うことに関するガイドラインを開始」、2019 年 9 月 26 日。

罪の一部とのみ考えている⁹²。カテゴリーはしばしば重なり合うが、主要な違いは、子どもの売買の究極の目的は、売買から一形態の報酬を得ることである。さらに、人身取引を構成する要因の一つである搾取的目的が、売買の犯罪を構成するために必要とされない。子どもの売買は、ひとところから別の場所への子どもの物理的移動の要件も欠いており、これが人身取引の概念のカギとなる要素である。こういった区別は、この領域でのすべての違法行為を犯罪化するために関連している。

90. ガイドラインは、「選択議定書」の下での罪の子ども被害者は、犯人として制裁を受けることはできないことも国々に思い出させている。その代わりに、子どもたちは適切な支援を受けるべきである。この状況で、特別報告者は、多くの国々が、未だに買春または乞食行為で搾取され、またはその他の売買と性的搾取の犯罪を受けた子どもの犯罪化を認めていることを懸念している。

91. 本報告書で強調されている形態を含め、ICT の利用を通じた子どもの売買と性的搾取の犯罪化は、依然として多くの国々にとっての課題である。子どもの権利委員会は、「いかなる手段によるにしろ、現実のまたは模擬の明確な性的行為にかかわっている子どもの描写、または主として性的目的での子どもの性的部分の描写」として「選択議定書」の第2条で定義されている子どもの性的虐待資料には、オンライン及びオフラインの状況で利用できる広範囲の資料が含まれるものと述べてきた。

92. 子どもの性的搾取を正常化することを助長する資料がますます利用可能になる状況で、特別報告者は、子どものような特質をまねた性人形は子どもの性的化を表し、刑法に違反するという2019年9月のノルウェー最高裁判所の決定を歓迎している⁹³。

93. もう一つの大きな問題は、様々な国々にわたる統合力のある法的規定の欠如である。これは刑事責任免除を維持するのみならず、加害者に害者の身元を明らかにし、逮捕し、加害者を訴追し、有害な資料をインターネットから除去する努力を妨げる能力を与え、国際警察の捜査も妨げる。

94. 国内法のその他の格差の中で、訴追を妨げる時効と名乗り出ることをしばしば恐れており、恥じている被害者による申し立てに基づかなければ刑事捜査を開始できないという単純な事実を強調することが重要である。この恐れは、加害者と共に事件を解決することを選択する家族によって複雑化される。もう一つの懸念の原因は、子どもの売買と性的搾取に関連する罪の重大な性質と釣り合わない軽い懲罰である。さらに、独立した刑事罰と

⁹² CRC/C/OPSC/CZE/CO/1、パラ9; CRC/C/OPSC/GEO/CO/1、パラ10; CRC/C/OPSC/LKA/CO/1、パラ9; CRC/C/OPSC/RUS/CO/1、パラ27;及びCRC/C/OPSC/USA/CO/3-4、パラ8-9。

⁹³ ノルウェー、最高裁判所、HR-2019-1715-A、事件第19-78768STR-HRET号)、判決、2019年9月10日。
www.domstol.no/globalassets/upload/hret/avgjorelser/2019/september-2019/hr-2019-1715-anonymisert.pdf より(ノルウェー語で)閲覧可能)。

してグルーミングを犯罪化している国々はほとんどない。

B. 防止・対応メカニズムへの包括的取組

1. 包括的なケア、回復、再統合を含めた包括的な子ども保護戦略

95. 適切な法的枠組に加えて、国々は、重複する形態の子どもの売買と性的搾取に効果的に対処するための包括的で証拠に基づく子ども保護制度を設置しなければならない。問題の複雑性と規模を仮定して、包括的な政策枠組は、法的メカニズムと政策メカニズムとの間の調整を確保するために異なったセクターを導くべきである。

96. 現在、ほとんどの既存の戦略は、分裂した政策と不十分に調整された子ども保護制度によって大きく牽引されてきた。人身取引のような一つの形態の子どもの売買と性的搾取に重点を置くことは、その他の問題に対処する調整努力を弱めることもある。

97. この多面的な現象の圧倒的な規模を仮定して、国々は、根本原因と危険要因に取り組むことによって、より効果的にこの問題に対処できる。国レベルでの包括的な子ども保護制度の効率性は、民間セクターを含めた異なったセクターと海外で活動している会社及び外国の施行機関との間の協働を支援することによりさらに強化しなければならない。

98. 包括的で権利に基づく子どもを中心としたケア、回復、再統合プログラムの設立に関しては⁹⁴、直接的な医療援助と心理的支援から法援助と長期再統合にまでわたる特に教育、職業訓練と生活技術を通じた統合されたサービスを提供する包括的な子どもに配慮した支援を確立する必要がある。さらに、既存の子ども保護制度は、しばしば、制度が誘引するトラウマを防止するために必要な保護を欠いており、これが被害者の苦しみを深くする。ケアと回復プログラムにおけるその他の失敗には、子ども被害者を頻繁に責めること男児と LGBTI の子どもたちのようなある種の子どもの被害者の周縁化に繋がるジェンダー差別が含まれる。

99. 第一の対応サービスの数多くの好事例があるが、性的搾取の子ども被害者の中・長期的ケアにはかなりの格差がある。ケアと回復プログラムの適切で維持される資金提供の重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはない。特に関心があるのは、特別なニーズに適合した個人化した計画を受けることを保障する子ども被害者のための生活プロジェクトの開発である。

100. アイスランドの子どもの家モデル(Barnahus)のような有望な慣行が、子ども被害者に直接的支援と包括的なサービスへのリファール・メカニズムを提供する学際的で多機関的取組として推進されてきた⁹⁵。しかし、ほとんどの場合、子ども被害者に提供される

⁹⁴ OHCHR、「子ども被害者のケアと回復」。www.ohchr.org/EN/Issues/Cchildren/Pages/CareAndRecovery.aspx より閲覧可能。

⁹⁵ Lanzarote 委員会と欧州安全保障協力機関の人身取引と闘うための特別代表・コーディネーターからの提出物を参

ケアと回復サービスは、不十分な資金提供、不適切な職員配置、監督の欠如、第一線のワーカーのための訓練と支援の欠如、様々な行為者間のコミュニケーションと調整の乏しさに苦しんでいる。多くの子どもたちは、法的規定、データ収集、性的搾取の被害者の身元を確認しリハビリを受けさせるプロセスの不適切性のために放ったらかしにされ続けている。事例管理のための中心的なデータベースはまれであり、これがほとんどの子ども被害者が身元の確認もされなければサービスにつなげられることもないことを意味している。

101. 子ども被害者の生活プロジェクトを開発することに重点を置いた回復プログラムは極めて重要である。子どものニーズに適合した個人化されたケアと回復プログラムのモデルも、子ども被害者のエンパワーメントを伴うので、基本的なものである。こういったプログラムの定期的な監視と評価は、子どもの最高の利益が主要な配慮であることを保障するために重要である。国々は、ケアを提供している団体の最低基準も開発し、監視しなければならない。

102. このような個人化された計画と並んで、子ども被害者の回復とリハビリに可能ならば家族と地域社会全体を巻き込むことが最も重要である。子どもの苦しみを明確に理解することが、親戚や地域社会による差別を防止する基本である。

103. 最後に、あらゆる法律、政策、サービスに、ジェンダーの視点のある包括的で、権利に基づく、子どもを中心としたケア、回復、再統合プログラムを確立するために、さらなる努力が払われるべきである。

2. 捜査と訴追

104. 成功する捜査と訴追は、子どもの性的虐待と商業的性的搾取をめぐる沈黙の文化を抑制し、刑事責任免除と闘う際に不可欠である。様々な法的枠組の既存の格差に加えて、子どもに優しい捜査と通報メカニズムの脆弱な施行または不在が、しばしば違反の通報不足に繋がる。これがしばしば、二次被害という結果となり、子ども被害者が名乗り出ることを思いとどまらせる。多くの場合、警察に申し立てられた苦情は、適切に対処されず、必要な証拠集めは遅れ、捜査と訴追が停滞し、被害者または証人が苦情を引っ込めるという結果となる。多くの事件は、子ども被害者による申し立ては首尾一貫性がないといわれているという根拠でうやむやにされる。

105. さらに、法律執行担当官、医療専門家、ソーシャル・ワーカー、法律職及びその他の関連国家公務員は、不適切な訓練と資金不足のために既存の法律と基準に沿ってこれら事件に対処する能力がしばしば限られている。日常の身元確認や事件の通報に対して責任を有する第一線の社会保護行為者は、しばしば、適切な支援とカウンセリング・サービスにアクセスがなく、PTS や燃えつきを含め、長期的な結果に苦しんでいる。

照。

3. 教育と意識啓発

106. 政府の役人、地域社会指導者、子どもとその家族及び一般社会の間の売買と性的搾取の様々な形態についての限られた知識が、需要の要因に対処し、事件の通報を改善し、虐待を防止する際に、依然として重大な課題である。

107. 子どもたちは、これら犯罪をどのように通報するのか、どこで援助を受けるべきかに関して具体的な情報を受けるべきである。彼らは、早期結婚及びその他のオンライン・オフラインの悪い慣習の結果に関するものを含め、包括的で年齢にふさわしい性と生殖に関する健康教育を含め、必要なツールと知識を備えていなければならない。適切な教育プログラムとガイダンスなくしては、子どもたちは同意と性的搾取と虐待の性質を理解できないかも知れない。

4. 子どもの参画

108. 子ども被害者は、その生活と福利に関するすべての行政的・司法的手続きを含め、意見を聞いてもらう権利がある、しかし、子どもの参画は、国のレベルでは普通難しく、この権利の行使は依然として国の役人の裁量次第であり、しばしば、家父長的社会規範と年齢に関連する固定観念のために無視されている。参画と子どもの発達する能力の概念に対する一般的な理解の欠如があり、子どもに影響を及ぼすすべての問題に関する意思決定への子どもの意味ある参画をどのように確保するかに関するガイダンスも限られている。好事例としては、「性的搾取と性的虐待に関する欧州会議条約(Lanzarote 条約)」の監視への子どものかかわりからインスピレーションを求めることができる⁹⁶。

5. データ収集と分析

109. 子どもたちは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムへの報告書の中で特に脆弱な集団として繰り返し言及されているが(A/73174 及び Corr.1 を参照)、どの子どもも取り残されないことを保障するために、子どもの売買と性的搾取の撤廃に関連して「持続可能な開発 2030 アジェンダ」がいかに実施されつつあるかに関する分析と分類データの一般的欠如がある。信頼できるデータの欠如は、子どもの売買と性的搾取と闘う努力を危険にさらしている。特別報告者は、「持続可能な開発目標」とこれに関連する指標によって提供される勢いが、この領域でのさらなる努力に繋がることを希望している。

V. 結論と勧告

A. 結論

110. 特別報告者は、用語を明確化し、セクター横断的な多国籍企業を改善し、子どもの売

⁹⁶ Lanzaote 委員会事務局、「子どもの参画の実施のためのガイドライン」。 <https://rm.coe.int/guidelines-for-implementation-of-child-participation-in-the-2nd-monitoring-report-1680a3956>より閲覧可能。

買と性的搾取に関連する意識を啓発することを目的として国家によって行われている継続中の法的・制度的・政策的努力を認めている。しかし、彼女は、彼女の前任者がその任期の終わりの報告書(A/HRC/25/48)の中で明らかにしたものを含め、法的・政策的実施における深刻な格差が対処されないままであることを懸念している。

111. 特別報告者は、意識啓発の点ではかなりの進歩が遂げられてきたが、問題の規模は、驚くほどの割合で拡大し続けていることを認めている。子どもの売買と性的搾取の形態の中には、さらに悪化し、その底辺にある原因が、ますます取り組むのが難しくなっているものもある。さらに、子どもの性的搾取が無視され、大目に見られ、受容さえされる条件を育む社会的・文化的・ジェンダー的・制度的構造が広がり続けている。紛争、移動、自然災害及び経済的不安定のような急速な世界的発展が、さらに、子どもの脆弱性を高めることを助長している。ICTの世界的拡大は、より多くの子どもたちが、はるかに大きな規模で虐待と搾取の危険にさらされ、そのような虐待と搾取の発見が、極度に難しくなることを意味している。このような課題を念頭に置いて、さらに強固な努力、手段、資金が、子どもの売買と性的搾取の害悪を防止し、根絶するために必要とされる。

112. 特別報告者は、国内の制度が、大部分、効果的に刑事責任免除に対処し、すべての子ども被害者の身元を明らかにし、彼らに適切な回復・リハビリ・サービスを提供できないでいると見解を述べている。既存のデータ収集メカニズムは、首尾一貫しておらず、これが防止と対応努力の効果と効率を妨げ続けている。教育と意識啓発キャンペーンを通して防止を優先する努力は、不十分である。包括的な法制度、包括的な政策及び適切なデータ収集は、第一の手段である。これら政策は、セクターと国々全体にわたる調整を伴って、協働的に実施されるべきであり、オンラインとオフラインでの子どもの売買と性的搾取を含めたあらゆる形態の暴力に対処する全体的戦略の枠組に根付いていなければならない。国々は、その努力を強化し、「持続可能な開発目標」のターゲット 8.7 と 16.2 を達成するために必要な資金を配分しなければならない。

113. 特別報告者のマンデートは、これら政策の実施における進歩を監視し、根強い新たな課題を明らかにしてこれについての意識を啓発し、国々や市民社会、民間セクター、国別訪問を超えて、必要な資金が利用できるものと仮定して子どもたち自身の代表者たちとの建設的対話を通してより多くの協働と好事例の交換を奨励するプラットフォームとして役立つことができる。他の国連機関との協力と調整も極めて重要である。

B. 勧告

114. 特別報告者は、彼女の6年の任期の終わりに、前任者によって出された勧告(A/HRC/25/48を参照)を繰り返し述べている。彼女は、特に国別訪問の枠組内で要請があれば必要な技術援助を提供する可能性を含め、勧告の適切な監視とフォローアップを保障するために、包括的で権利に基づいた子どもを中心とした保護制度の達成に向けた努力を促進し、子どもの売買と性的搾取を根絶する調整された世界的対応を支援し、推進し、

特別報告者のマンデートを強化するよう国々に要請している。

135. 特別報告者は、以下を含め、あらゆる形態のオフライン・オンラインの子どもの売買と性的搾取を防止し、禁止し、子どもを保護するための包括的な法的枠組を設置するよう各国に要請している：

(a) 「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」の普遍的批准を達成する努力を促進すること。

(b) 「選択議定書」に含まれている子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノの完全な定義を国内法に組み入れ、「選択議定書」の実施に関するガイドラインに沿って、人身取引とは区別して、別個の犯罪としてあらゆる形態の子どもの売買と性的搾取を犯罪化すること。

(c) 子どもが司法と賠償を求めるよう奨励し、これを可能にする子どもに優しい司法制度の開発を通して、優先問題として刑事責任免除に対処すること。

(d) これら犯罪の絶えず進展する形態を効果的に発見し、捜査し、訴追し、罰するため、法律執行機関、子ども保護の専門家及び司法制度の技術的能力を改善すること。

(e) 需要を含め、根本原因と底辺にある要因を考慮に入れる証拠に基づいた、防止に重点を置いた措置を考案すること。

(f) 社会保護政策と家族を強化するプログラムを実施すること。

(g) 子どもの売買と性的搾取を防止し、これと闘うために、送り出し国、経由国、目的国との2国間、地域、国際協定とパートナーシップを拡大すること。

(h) インターネット・サービス・プロヴァイダー、電気通信産業、観光旅行産業、メディア及び金融機関を含め、民間セクターでの人権の尊重を保障すること。

(i) 特別な保護を必要としている子どもに特に重点を置いて、様々な形態の子どもの性的虐待と搾取に関する分類された最新のデータの中心的データベースを生み出すこと。

(j) 子どもの性的虐待と搾取の事件を発見し、受け、照会するために活動している NGO の努力を調整し、支援すること。

(k) 市民社会及びその他のサービス・プロヴァイダーが持続可能な質の高いサービスを維持し、革新的な解決策と取り組みを開発できるようにすることに十分な国家資金を捧げること。

(l) ケア、回復、再統合サービスを提供するために、十分に訓練を受けた職員を備えた強力な制度とメカニズムを保障すること。

(m) 地域社会と脆弱な状況にある子どもたち、ケア提供者、政府の役人、関連産業及び一般の人々の間で意識啓発・能力開発キャンペーンを増やすこと。

116. 特別報告者は、軍と平和維持部隊、子どもの性的虐待と搾取の場合には説明責任を保障する国家と国連によるもっと堅固な意味ある努力を奨励している(A/72/164、パラ 83(f))。国連は、子どもの売買と性的搾取が6つの重大な子どもに対する人権侵害に関連しており⁹⁷、そのような侵害が国際犯罪となる時、国際社会はその事件を国際刑事司法裁判所に照会することにより、加害者に責任を取らせることを保障するべきであることを保障するべきである(同上、パラ 84)。

白皮症のインパクトを受けている女性と子ども (A/HRC/43/42)

白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家報告書

概要

本報告書で、白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家は、世界の様々な地域で、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの状況の全体像を提供している。彼女は、好事例と勧告のみならず、この状況での人権の享受に対する障害を明らかにしている。

I. 序論

1. 本報告書は、白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家のマンデートに関する人権理事会決議第 28/6 号と 37/5 号に従って提出されるものである。

2. セクション II は、理事会への前回報告書(A/HRC/40/62)以来、独立専門家によって行われた活動の全体像を提供している。セクション III は、報告書を準備する際に用いられた方法論に言及し、一方、セクション IV は、世界の様々な地域の白皮症のインパクトを受けている女性と子どもに重点を置いている。2017 年に、独立専門家は、女性と子どもを含め、白皮症の人々が直面する問題に対処する適用できる国際人権基準と関連責務に報告書を捧げた(A/72/131)。本報告書は、これら保護手段を念頭に置いて読まれるべきである。

II. 独立専門家の活動

3. 2019 年 3 月に開催された第 40 回人権理事会に前回報告書を提出して以来、独立専門家は、2019 年 9 月 16 日から 26 日まで、南アフリカへ国別訪問を行った。その訪問の報告

⁹⁷ <https://chirenandarmedconflict.un.org/six-grave-violations> を参照。

書は、本報告書の付録として出される。彼女は、2019年10月28日から11月8日まで、ブラジルも訪問した。その訪問の報告書は、第46回理事会に提出される。

4. 第35回通常会期中に、アフリカ連合委員会は、政策として、「アフリカの白皮症に関する地域行動計画(2017-2021年)」を採択した⁹⁸。この「計画」は、白皮症の人々による人権の享受を推進する最前線にいる団体を含め、独立専門家と地域の様々なステイクホルダーによって合同で開発された。アフリカ連合も、「計画」の実施を確保するために、2020年に特使を任命することを決定した。特別手続きマンデート保持者と人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会(アデイスアベバで合意された道程表)との間の2012年の対話の成果の枠組内で、独立専門家は、この重要な道程表の達成にアフリカ連合メカニズムをかかわらせ、この点での技術援助と助言サービスを継続して提供するつもりである。

5. 2019年全体を通して、独立専門家は、アフリカ地域にわたって市民社会団体のための一連の能力開発ワークショップを含め、世界中で数多くのアドヴォカシー活動を開催し、行った⁹⁹。彼女は、学術機関、国連機関及び民間セクターと、サイド・イベントや協議会で協働した。彼女は、白皮症の人々、特に女性と子どもに対する攻撃、儀式的殺害、儀式的レイプに繋がってきた現象であるいわゆる妖術に関連した有害な慣行の問題に関連する包括的調査を行う際に、パートナーともかかわった。

6. さらに、独立専門家は、ニューヨーク市のタイムズ・スクエアでの白皮症の人々を特集するビルボードの開始のような革新的なアドヴォカシー・ツールを含む6月13日の「国際白皮症意識啓発デー」の状況内での様々な意識啓発キャンペーンに支援を提供した。彼女は、特に妖術の乱用に関連する有害な慣行に関する地域ガイドラインの開発に関して、汎アフリカ議会とも密接な協働を継続した¹⁰⁰。

7. 報告期間中に独立専門家によって送られた申立書の概要は、特別手続きのコミュニケーション報告書(A/HRC/41/56及びA/HRC/42/65)で閲覧できる。独立専門家は、正規・非正規のチャンネルを通して、加盟国と様々なステイクホルダーとの真剣で建設的な対話に重点を置き続けた。

III. 方法論

8. 2019年3月29日に、独立専門家は、加盟国、国連事務所、国内人権機関、市民社会団体及び白皮症の人々を含めた個人を含め、ステイクホルダー達にアンケートを送った

⁹⁹ プレトリア大学人権センター、東部アフリカ、南部アフリカ、西アフリカのオープン・ソサイエティ・イニシアティブ、フォード財団、国連教育科学文化機関(ユネスコ)とモザンビーク国連国別チーム及びウガンダ国連人権高等弁務官事務所の支援と協働で。

¹⁰⁰ アフリカにおける白皮症の人々に関する汎アフリカ議会決議(PAP.4//PLN/RES/05/May.18)も参照。

101. 本報告書は独立専門家の国別訪問¹⁰²からの調査¹⁰³と結果のみならず 97 のステイクホルダーから受領した情報の編集に大きく基づいている。受領した提出物は、主としてアフリカからのものであり、続いてラテンアメリカと欧州であった。情報の中には、アジアと太平洋からも受けたものもあり、中東と北アフリカからはほとんどなかった。

9. 独立専門家は、本報告書が白皮症の子どもの母親のみならず、白皮症の女性と子どもを含めた白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの状況に光を当てることを望んでいる。彼女は、この集団に悪影響を及ぼしている問題に関して、大いに必要とされる討議、データ収集及び調査を奨励することを望んでいる。独立専門家は、本報告書の中での特定の国々と地域への繰り返される言及は、ステイクホルダーの提出物の中で受けたインプットの質または量のためであると述べている。

定義

10. 白皮症は、肌、髪の毛、眼に色素がほとんどまたは全くないという結果となる比較的まれな、非伝染性の、遺伝学的に受け継がれる条件である。この条件は、民族性やジェンダーにかかわらず全世界の人々に影響を及ぼす。白皮症の人々は、皮膚癌に対して大変に脆弱であり、主として視覚障害と肌の障害の結果として、しばしば身体障害を持つ。態度の障害が、白皮症の人々が直面する差別をさらに悪化させる。身体障害に加え、白皮症の人々は、肌の色を根拠とした人種差別と汚名に直面している人として認められている (CERDC/ZAF/CO/4-8、パラ 20-21)。

IV. 重なり合い重複する差別

11. 白皮症の人々の間で、特に女性と子どもは、しばしば、重なり合い、重複する形態の差別に直面する¹⁰⁴。重複する差別には、差別が複数の根拠と重なり合う状況または経験が伴い、このようにして人が経験する差別を複雑化し、悪化させる¹⁰⁵。重なり合う差別とは、いくつかの差別の根拠が存在し、分かちがたく相互作用する状況のことを言う¹⁰⁶。

¹⁰¹ 独立専門家が受領した提出物のリストは、www.ohchr.org/EN/Issues/Albinism/Pages/Submissions.aspx で閲覧できる。提出物の大半は、市民社会団体からであった。彼女は、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、ケニア及びスロヴェニア政府よりも提出物を受領した(関連脚注に示されているように)。

¹⁰² www.ohchr.org/EN/Issues/Albinism/Pages/Reports.aspx を参照。本報告書も、全世界の白皮症に関する独立専門家の報告書を補うものである。

¹⁰³ 独立専門家は、トロント大学法学部の国際人権プログラムとカナダトリニティ西部大学調査図書館員 uncan Dixon に感謝を表明している。

¹⁰⁴ [Wwww.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/Report/SpecialProcedures/albinism.docx](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/Report/SpecialProcedures/albinism.docx) を参照。

¹⁰⁵ 女子差別撤廃委員会、一時的特別措置に関する一般勧告第 25 号(2004 年)、パラ 12 及び A/72/131、パラ 8 及び 22。

¹⁰⁶ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 28 号、パラ 18 及び A/72/181/パラ 8。

12. 白皮症の人々の中では、身体障害と肌の色が、分かちがたく重なり合い、しばしば、いじめから暴力と攻撃にまでわたる人権侵害として表れる偏見と差別という結果となる。さらに、ジェンダーと身体障害は、同一人物の中で繋がる時、普通偏見を強化し複雑化する2つの別々の要因である¹⁰⁷。従って、白皮症の女性と女兒は、しばしば差別と排除の高い危険にさらされている(A/71/314、パラ 30)。彼女たちは、暴力、虐待、ネグレクト、重複する人権侵害を受ける可能性もより高い(A/73/161)。

13. 白皮症の人々についての予備報告書の中で、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、子どもと女性が直面している重複し重なり合う形態の差別を含め、多くの国々で白皮症の人々に対して加えられる人権侵害の厳しさを認めた(A/HRC/24/57、パラ 84)。OHCHRは、白皮症の子どもたちが、特に儀式的殺害の標的にされており、白皮症の女性は、時には性暴力の被害者となると述べた(パラ 74)。事務総長は、白皮症の子どもの母親が、彼女たちとその子どもを特に貧困、攻撃に対して脆弱にする拒否、排斥、差別に直面するかもしれないことを認めた(A/72/169、パラ 52)。

14. 白皮症の人々に悪影響を及ぼす重複し重なり合う差別に対する保護は、国際人権法と法令に書かれている。この点で、条約機関の中には、白皮症の人々の状況に人権条約の非差別の規定を適用してきたところもある¹⁰⁸。

15. 女子差別撤廃委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第2条に含まれている各国の一般的責務の範囲を理解するための基本的考えとして、重なり合いを認めている(A/HRC/35/10、パラ 7)。従って、委員会は、「条約」第2条の下での締約国の核心となる責務に関するその一般勧告第28号(2010年)で、性とジェンダーに基づく女性差別が、人種、民族性、宗教または信念、健康、地位、年齢、階級、カースト、性的指向と性自認のような彼女たちに悪影響を及ぼすその他の要因と解きがたく結びついていると述べている。委員会は、そのような重なり合う形態の差別とそれらが当該女性に与える複雑な否定的インパクトを法的に認め、そのようなことが起こるのを防ぐために立案される政策とプログラムを採択するよう締約国に要請している(パラ 18)。

16. 委員会は、直面する重複する形態の差別を述べて、不利な条件の女性の集団という概念の下で、白皮症の女性の状況も認めている¹⁰⁹。同様に、障害者の権利委員会は、白皮症

¹⁰⁷ 障害者の権利委員会、白皮症の女性と女兒に関する一般勧告第3号(2016年)。

¹⁰⁸ E/C.12/BFA/CO/1、E/C.12/BDI/CO/1、E/C.12/UGA/CO/1、E/C.12/COD/CO/4及びCorr.1、E/C.12/TZA/CO/1-3、CRC/C/CAF/CO/2、CRC/C/COD/CO3-5、CRC/C/MWI/CO/3-5、CRC/TZA/CO/3-5、CRC/C/COG/CO/2-4、CRC/C/KEN/CO/3-5、CCPR/C/GHA/CO/1、CCPR/C/MWI/CO/1/Add.1、CCPR/C/BDI/CO/2及びCorr.1、CCPR/C/TZA/CO/4、CCPR/C/KEN/C/3、CCPR/C/CIV/CO/1、CEDAW/C/BDI/CO/5-6、CEDAW/C/TZA/CO/7-8、CEDAW/C/SWZ/CO/1-2、CEDAW/C/MWI/CO/7、CRPD/C/ETH/CO/1、CRPD/C/UGA/CO/1及びCRPD/C/KEN/CO/1。

¹⁰⁹ CEDAW/C/BDI/CO/5-6、CEDAW/C/TZA/CO/7-8、CEDAW/C/SWZ/CO/1-2及びCEDAW/C/MWI/CO/7を参照。

の女性を含め、障害を持つ女性が直面する重複し、重なり合う形態の差別に対する保護措置の必要性を強調してきた¹¹⁰。

A. 白皮症: 女性に不相応な悪影響を及ぼす関連問題

17. 白皮症は、個人とその家族に、医学的に、社会的に、心理的に悪影響を及ぼすこともある条件である。ある者にとっては、社会的・心理的問題は実際の医学的苦情以上に重荷となるかも知れない¹¹¹。利用できる報告書と受領された提出物に基づいて、白皮症をめぐる世界的苦しみの重荷は、白皮症の女性と白皮症の子どもの母親によって不相応に担われていると結論付けてよからう。

18. 以下に説明される要素は、東部・西部・南部・中央アフリカからのステイクホルダーの提出物で明らかにされたものである。その他の地域からの提出物も、暴力または攻撃とは関連のない状況においてさえ、これら問題のいくつかに言及した。

19. 白皮症の子どもを持った後での責めと遺棄: これはしばしば、白皮症がどのように起こるかについての認識のかなりの欠如とこれは両親から遺伝する遺伝子疾患であるという事実を伴う。その結果、この条件に対する理解の欠如が、母親に不相応なインパクトを与える状態で、白皮症の子どもの両親に決定的インパクトを与える。母親は、しばしば、白皮症の子どもの薄い肌の色を引き起したことで責められる。彼女はしばしば、姦通または子どもの外観に表れる呪いについて責められる。その結果、母親はしばしば、子どもの異なった肌の色を仮定して、不実であったとの根拠で、両親または配偶者に遺棄される。地域社会からの孤立と排除も、白皮症の子どもは地域社会に掛けられた呪いであるとの信念のためによくあることである。白皮症の子どもの母親による地域社会から身を隠すことも場合によっては地域社会の人々からの敵意と排除を避けるために起こる。

20. 貧困: 白皮症の子どもの出生で配偶者またはパートナーによる遺棄とこれに続いてひとり親となる状況のために、白皮症の子どもの母親は、しばしば極度の貧困に直面する。これは、白皮症の子どもの、特にこの子どもは普通適切な教育を受けることができず、その後も儲かる雇用の機会もないので、継続する貧困にさらす。

21. 保健上の危険: 屋内での雇用を含め、適切な仕事を得る目的での一般的な教育の欠如のために、白皮症の女性と女兒は、しばしば、戸外での様々な型の肉体労働を引き受けている。日光の中での長期の戸外の労働は、皮膚癌にかかる高い危険という結果となっている。さらに、生活のほぼすべての領域での極度の可視性と絶え間ない差別はしばしば白皮症の女性と子どもが、しばしばその社会的関係に否定的なインパクトを与え、その社会的排除をさらに悪化させる危険にさらされていることを意味する。

¹¹⁰ CRPD/C/UGA/CO/1 を参照。

¹¹¹ 例えば、Esther S. Hong、Hajo Zeed 及び Michael H. Repacholi、「公衆衛生の問題としてのアフリカにおける白皮症」、*BMC 公衆衛生*、第 6 巻(2006 年)を参照。

22. 性暴力: 白皮症の女性は、しばしば性暴力の標的とされる。これは、しばしば、レイプと性的攻撃という結果となる迷信、神話、誤信のためである。国々の中には、白皮症の女性との性交が HIV を癒すことができ、幸運をもたらすことができるという広がった神話のためでもあるところもある。こういった神話が、これら女性を絶えず暴力にさらし、望まない妊娠や様々な性感染症にかかることに対するその脆弱性を増す。

23. 攻撃に対する脆弱性の強まり: 白皮症の人々に対する攻撃が報告されてきたところでは、貧困、排除、孤立が、しばしば白皮症の母親と子どもが攻撃に対して脆弱なままにされている。かなりの数の攻撃は、地域社会から排除され、孤立してきた者及び白皮症の子どもの最も貧しい家庭に対して起こる傾向にある。この状況で、貧困も、女性が攻撃に対する必要な保護である安心・安全な家の家賃を払うことができないことを意味することもある。

24. 刑事責任免除の被害者: 女性は、女子差別撤廃委員会によっても子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会によっても、紛争と災害で特に危険にさらされているものとして、他の者よりも頻繁に暴力を受け、しばしば秘密裏に、刑事責任を免除されて行わる暴力行為の被害者になる者として認められてきた。この状況で、白皮症の女性は、特に白皮症についての神話や誤解のために攻撃が頻繁に起こる地域で、暴力の極端な危険にさらされている。

25. 報復: 配偶者、パートナー、家族が彼らの白皮症の子どもに対する攻撃に巻き込まれている女性は、しばしば、捜査及び訴追プロセス中にその親戚に対して証言した後で報復の脅しに直面する。報復の脅しは、親戚と地域社会全体から来ると伝えられている。

26. 強制移動: 白皮症の女性も白皮症の子どもの母親も、一般的に白皮症の人々に対する身体的攻撃の後で、強制的に移動させられてきた。多くは、一時的な安全を提供するために政府によって彼女たちのために取っておかれたシェルターに入っている。任意でシェルターに入る者もあれば、政府と地域社会の介入で入る者もある。白皮症の女性と子どもは、こういったシェルターのかかなりの数の居住者を占めており、ここでは、しばしば、特に心理的支援、教育、皮膚癌を予防するための保健治療、教育を可能にする視覚障害支援の領域で、最低限のケアが提供されている。

B. 人権の享受に対す障害

1. 汚名と社会的排除

27. アフリカ、カリブ海とラテンアメリカの部分で、白皮症の子どもの母親は、しばしば、不貞、その白皮症の子どもに対して専ら責任があること、または家庭に呪いをもたらしたことで責められている¹¹²。白皮症の子どもの産む女性は、さらに白皮症の子どもの産

¹¹² コロンビア、ハイティ(ALBHA 財団)及びジンバブエからの提出物。

むかも知れないまたは彼女たちは、地域社会の他の女性が白皮症の子どもを持つ原因となるという懸念のために、地域社会から追い出されている事例もある¹¹³。自分自身の安全と白皮症の子どもの安全を確保するために地域社会を離れる者もある。

28. 多くは、その婚家から追い出され、離婚され、しつこいからかいに直面してきた¹¹⁴。カンボディアからの提出物の中で、白皮症は移ると信じている人もあり、社会的排除に繋がっていることが報告された。白皮症の女性と白皮症の子どもの母親の拒否は、多くの国々で彼女たちを貧困と孤立に晒し、またある国々では攻撃に対するその脆弱性を高めている。

29. 政府が誘導する強制移動は、特に共通したものではないが、タンザニア連合共和国政府は、攻撃からの安全性を確保するために、白皮症の子どもとその後見人のための一時的収容シェルターを設立した。残念なことに、このシェルターは、中期的・長期的解決策となり、これらはもはや子どもの最高の利益とは考えられていない。タンザニア連合共和国のそのようなシェルターへの現地訪問中に、子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会は、シェルターは白皮症の子どもを保護する意図で政府によって設立されたが、これらは子どもを収容する最低基準にできていないと述べた¹¹⁵。2016年に、独立専門家は、シェルターを訪問し、生活条件のある程度の改善に留意した。彼女は、さらなる改善と地域社会への子どもの即座の安全な再統合を勧告した(A/HRC/37/57/Add.1、パラ 107(b)及び(c))。再統合プロセスに関する進歩の情報は、本報告書の執筆時には利用できなかった。

30. 汚名と社会的孤立を含め、白皮症の子どもが直面する特別な脆弱性に関する量的・質的データは大部分利用できない。性別を含め、白皮症の子どもに関する分類データも利用できない。しかし、受け取った提出物の中には、白皮症の女兒は、特にアフリカとラテンアメリカの部分で、肌の色と見た目による迷信と好奇心を含めた理由で、セクハラと暴力の高い危険に直面していると述べたものもあった。白皮症の女兒は、しばしば広がっている「美」の基準に合わないまたは合おうとしないために侮辱される。父親に捨てられた白皮症の男児は、特に家父長制社会では、父親の姿を欠いていることに関連する低い自尊心と心理的トラウマに苦しむと伝えられている。これも、白皮症のために経験する重複し重なり合う差別のためである¹¹⁶。

31. 白皮症の子どものいじめがすべての地域で報告された。問題は、農山漁村地域の学校で特にひどかった。例えば、アフリカのある部分で、特に農山漁村の公立の学校で、組織

¹¹³ コーティヴォワール、エスワティに及びジンバブエからの提出物。

¹¹⁴ ケニアとジンバブエからの提出物。

¹¹⁵ 子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会、「一時的収容施設における白皮症の子どもの状況に関する調査ミッション報告書---タンザニア」(アディスアベバ、2016年)。

¹¹⁶ ケニアからの提出物。

的な人口過密と乏しい学習条件のために、教員は、白皮症の子どもが直面するいじめと社会的孤立に対処する時間が減多になく、またはそうする関心もなかった¹¹⁷。さらに、多くの教員は、白皮症の学習者の教育ニーズに単に気づかないかまたは配慮がなく、または彼らに合理的な収容をいかに提供するかについての知識を欠いている¹¹⁸。

32. いじめの発生は、学校の場合に限られているわけではない¹¹⁹。地域の中には、白皮症の子どもが社会の様々な領域でいじめられていいるところもある。日本の NGO は、大部分が白皮症の子どもの髪の色のために地方のある学校でいじめが未だに目につくと述べた。いじめをなくす学校当局からの効果的な対応の欠如を仮定すれば、多くの親は、同輩や学校当局に受け入れられるように、子どもの髪の色を黒く変えている。場合によっては、子どもが学校当局から髪を黒く染めるよう指示されて来た。

33. アフリカ、カリブ海とラテンアメリカにわたる様々な地域社会内で、白皮症の子どもたちも成人によって引き起こされる汚名に直面している。例えば、受領した提出物は、自分の子どもが白皮症の子どもと遊ぶことに反対することによって、成人が白皮症の子どもの排除を煽っていることを示している¹²⁰。アフリカでは、白皮症の人々の誘拐と殺害の率が子どもにとって特に高いので、白皮症の子どもを持つ親は、しばしば子どもを隠し、子どもが社会的交流に参加することを妨げている。隠すことは、しばしば家庭への汚名を減らすためでもあるかも知れない¹²¹。理由の如何を問わず、隠すことは、白皮症のない同輩とは違って、健全な社会的関係を持つこと白皮症の子どもから奪っている。これは、彼らの精神的・社会的発達に逆効果を与えている。

34. いじめと差別を避け、安全性を高めるために、子どもの中には、盲学校のような特別学校に連れていかれ、または出席を選んできた者もある。特殊学校への社会的包摂は、時には問題となり、白皮症の学習者は、こういった学校においてさえいじめに直面し続けることもある。さらに、こういった学校は、しばしば、主流の学校で提供されるものと比べて制限されたカリキュラムを提供する時、統合ではなくて分離を推進している。

35. 学校の内外での絶え間ないいじめ、侮辱、拒否、孤立、排除及び全体的な差別の結果として、世界中の白皮症の子どもたちは、自尊心が低く、心配、鬱病¹²²、自殺的思考を含め、精神衛生と心理的課題を持つ傾向にある¹²³。差別と汚名の解毒剤として、アルコール

¹¹⁷ ジンバブエからの提出物。

¹¹⁸ ブルンディ、カメルーン、コートイヴォワール、ケニア、マリ、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、ウガンダ及びジンバブエからの提出物。

¹¹⁹ アルゼンチン、コロンビア、ハイティ及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国からの提出物。

¹²⁰ ブルンディ、コートイヴォワール及びトルコからの提出物。

¹²¹ コロンビアとウガンダからの提出物。

¹²² コロンビアとハイティ (ALBHA 財団)からの提出物。

¹²³ アルゼンチン、コロンビア及びエクアドルからの提出物。A.J.Samdani, B.K. Khoso、「眼・皮膚白皮症の表れを持

と麻薬乱用に屈する者もある¹²⁴。

36. 心理的支援は、学校においても地域社会のレベルにおいても、こういった課題に対処するために滅多に利用できない¹²⁵。白皮症の子どもの母親も、しばしば、時には徹底的結果を持つ鬱病と支援制度の欠如に苦しむ。例えば、ナイジェリアのグボッコの女性は、夫の家族からできなければ追い出すという脅しを受けた後、白皮症の赤ん坊を殺した¹²⁶。

2. 教育へのアクセス

37. 白皮症の子どもたちは、他の子どものように教育へのアクセスを一般的に保証されているが、学校での十分な支援の提供を保障する際に、かなりの課題がある¹²⁷。教員はしばしば、白皮症の子どものためにどのように合理的な収容所を提供するかまたは一般的に支援的な学習環境を提供するかに関して十分な知識を持っていない¹²⁸。場合によっては、白皮症が伴う全範囲に対して、視覚障害の子どものみを支援するために訓練されている¹²⁹。

38. 公立学校の中には、授業中の最前列の座席、教員のメモのコピー、日光から保護する調整された制服のようなある程度の合理的な収容法を提供しているところもある¹³⁰。しかし、そのような収容法を保障するより組織的な試みは、限られた資金のせいで、開発途上国でなされることは滅多にない。シエラレオネで行われた調査で、学齢期の白皮症の回答者の57%が、学校は、他と同等に教育にアクセスすることができるために必要な支援と収容法を提供していないと述べた¹³¹。ジンバブエでは、大きな印刷物が時には要請に応じて利用できるが、白皮症の学生は、これら資料にアクセスできることに気づいておらず、教員はしばしばこれらを要求しない¹³²。

39. 同様の状況は、視力の弱い学生の収容法の欠如がしばしば教育に対する主要な障害であるラテンアメリカ諸国で留意された¹³³。例えば、コロンビアからの提出物の中で、適合器具は白皮症の学習者にとって高額で受け入れがたいことが留意された¹³⁴。視覚補助器具

つパキスタンの農山漁村 Sindh の Bhatti 族のユニークな白皮症の村: 疫学調査」、*皮膚学イラン・ジャーナル*、第 12 巻、第 2 号(2009 年)。

¹²⁴ コロンビア、ケニア、マリ及びセネガルからの提出物。

¹²⁵ ケニアからの提出物。

¹²⁶ ナイジェリアからの提出物。

¹²⁷ **日本からの提出物。**

¹²⁸ コロンビアと**日本**からの提出物。

¹²⁹ ブルキナファソからの提出物。

¹³⁰ マラウィ及びタンザニア連合共和国からの提出物。

¹³¹ シエラレオネからの提出物。

¹³² ジンバブエからの提出物。

¹³³ アルゼンチン、チリ、コロンビア、エクアドル、ハイティ及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国からの提出物。

¹³⁴ アルゼンチンとパラグアイからの提出物。

が利用できるところでさえ、白皮症の学生とその学校は、その利用可能性に気づいていないかも知れない。

40. その他の提出物の中で、政府の援助は、子どもたちがある基準に達したときのみ利用できることが留意された。例えば、**日本からの提出物は、白皮症の子どもたちは障害者として認められていないので、彼らの約 60%が、政府の障害者証明を得ることができず¹³⁵**、そのために、そうでなければ必要なサービスと資金へのアクセスを促進するであろうことを示している。場合によっては、資金が利用できるところで、白皮症の子どもたちへの支援器具の提供は、考慮に入れられてもおらず優先されてもいない。障害者のための合理的な収容法のための法的規定の存在にもかかわらずこのようである¹³⁶。欧州からの提出物は、いくつかの推奨できる措置を列挙していた。白皮症の子どもたちは、普通、大きな印刷の本や専門の眼鏡のような適合器具によそよりも楽にアクセスできる。しかし、これは教育制度全体を通して必ずしも保証されているわけではない。ノルウェーで白皮症と取り組んでいる団体は、子ども教育全体を通して普通利用できるが、高等教育では必ずしもそうではないと述べている。

41. アフリカのある部分での白皮症の人々に対する攻撃のために、多くの親は、白皮症の子どもたちを学校に通わせることをやめてきたが、ある人々は、攻撃の恐れ、偏見または子どもの学習能力についての懸念のために、通常の学齢期前に子どもたちを学校に通わせている¹³⁷。場合によっては、白皮症の子どもたちが、主流の学校では彼らは学習することができないという誤解に基づいて、学校当局によって拒否されてきた¹³⁸。

42. オーストラリアと**日本**の白皮症の子どもたちの就学率は、ほぼ 100%であるが、ラテンアメリカのある部分での落ちこぼれ率は高く、特に貧しい家庭の白皮症の子どもの中で高く、彼らは家族を支えるために仕事を求めて退学する¹³⁹。落ちこぼれ率は、白皮症の女兒の 30%が小学校をおえないブルキナファソでも高いと伝えられる¹⁴⁰。ブルンディでは、白皮症の人々の 56%は、学校教育を修了しておらず、白皮症の女兒 20%は小学校を終えていない¹⁴¹。ザンビアの市民社会団体は、3,000 名の白皮症の子どものうちわずか 3 名しか小学校を終えていないと推定している。

43. 落ちこぼれの理由には、(a)学生によるものも教員によるものも絶え間ないいじめ、

¹³⁵ コロンビアと**日本からの提出物**。

¹³⁶ タンザニア連合共和国からの提出物。

¹³⁷ ケニア、マラウィ、モザンビーク及びウガンダからの提出物。

¹³⁸ ブルンディ、コートジボワール、ケニア及びナイジェリアからの提出物。

¹³⁹ コロンビアからの提出物。

¹⁴⁰ ブルキナファソからの提出物。

¹⁴¹ ブルンディからの提出物。

(b)貧困と授業料を払えないこと¹⁴²、(c)適合器具の入手またはこれを利用するための支援の欠如の課題¹⁴³、(d)スポーツまたは戸外活動中に利用する日よけ具の欠如が含まれる。これら要因のすべてが、学習に悪影響をおぼす¹⁴⁴。学校までの長距離を歩かなければならない白皮症の子どもは、しばしば学校の行き帰りに長時間日光にさらされという高い危険のために、また、通学途上で攻撃される恐れのために、しばしば落ちこぼれる¹⁴⁵。

3. 保健へのアクセス

44. 多数の提出物は、特に農山漁村地域に居住している者にとって、保健ケアへのアクセスが、白皮症のインパクトを受けている多くの女性と子どもにとってのかなりの課題であることを示した¹⁴⁶。例えば、タンザニア連合共和国ではブハンギジャとミティンドの一時的収容シェルターで暮らしている白皮症の人々のわずか 42.7%しか保健サービスへのアクセスがないと伝えられている¹⁴⁷。

45. 保健ケアで、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもが直面する障害には、(a) 公立病院での一般的保健サービスの乏しい質、(b)特に皮膚癌防止と治療に関する保健サービスの高い経費、(c)白皮症に関する不十分な保健情報、及び(d)白皮症に関する保健専門家からの否定的で差別的な態度が含まれる¹⁴⁸。公立病院が無料のサービスを提供する場合でさえ、眼科サービスと皮膚癌予防のための支援が欠如している¹⁴⁹。白皮症の人々が直面している特別な問題に対応するために利用できる専門家はほとんどいない。例えば、コロンビアでは、皮膚科医にあうためには2年はかかることもあると伝えられている。

46. 保健ケアは、白皮症の女性と白皮症の子どもの母親は、その地域社会から追い出された時、さらに制限される。ギニアでは、白皮症の女性は、化膿と治療されていない皮膚癌に関連する臭いのために家庭から追い出されている¹⁵⁰。結果としての孤立が、癌の保健治療へのそのアクセスをさらに制限している。

47. その他の国々では、白皮症関連の健康状態または製品またはそのような保険の経費に

¹⁴² ブルンディ、カメルーン、ケニア及びウガンダからの提出物。

¹⁴³ ブルンディ、カメルーン、コートイヴォワール及びエスワティニ。

¹⁴⁴ ブルンディとウガンダからの提出物。

¹⁴⁵ カメルーン、エスワティニ、ギニア及びウガンダ。

¹⁴⁶ アンゴラ、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、コロンビア、コートイヴォワール、ギニア、ケニア、マラウイ、モザンビーク、ニジェール、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア連合共和国及びジンバブエからの提出物。

¹⁴⁷ タンザニア連合共和国からの提出物。

¹⁴⁸ ブルンディ、コロンビア、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカ及びウガンダからの提出物。

¹⁴⁹ コートイヴォール、コンゴ民主共和国、ガーナ、マリ、ニジェール及びウガンダからの提出物。

¹⁵⁰ ギニアからの提出物。

に対する健康保険の利用可能性の欠如が追加の障害となる¹⁵¹。アルゼンチンとポルトガルからの提出物は、かなりの数の白皮症の子どもの母親にはとても支払い能力のない適合器具と日よけの高い価格を強調した。

48. 白皮症の子どもを持つ世界中の多くの母親は、この状態に関する情報を持つ専門家にアクセスできることは滅多にない。従って、その子どもにとって極めて重要な早期保健介入は、滅多に彼女たちに利用できない¹⁵²。従って、赤ん坊や幼い子どもの母親は、視覚障害と皮膚癌からの保護措置に関する情報を含め、白皮症の子どもをどのように世話するかに関する必要な情報をしばしば欠いている¹⁵³。これが、簡単に予防できたはずの皮膚癌の発症に繋がることもある。さらに、白皮症に関する適切な保健情報の欠如が、白皮症の子どもの母親の間の苦悩、鬱病、自責に繋がることもある。母親たちは、白皮症の子どもを産んだ後の産後鬱病にかかると伝えられ、子どものために利用できるサービス、必要な心理ケアと支援への権利について適切に伝えられていない¹⁵⁴。

49. 時には、白皮症に対する限られた理解のために、保健専門家は、白皮症の子どもの両親に不正確な情報を与えている¹⁵⁵。トルコから受領した提出物は、保健専門家の中には、両親にその白皮症の赤ん坊は目が見えず、日光からの害悪の可能性から家を出ることができないなど間違えて伝えたことを示している¹⁵⁶。とりわけメキシコからの提出物も、白皮症の赤ん坊の母親の中には、この状態が普通そうとは限らない全盲という結果となるだろうと告げられた者もあると述べた。

50. 国の保健制度の欠如を償うために、世界中の NGO の中には¹⁵⁷、白皮症の子どもを初めて持った両親に支援を提供しているところもある。そのような活動は、ますます各国と開発パートナーによって支援されるべきである。

4. 性と生殖に関する健康

51. いくつかの国々の市民社会団体は、白皮症の女性と女兒が性と生殖に関する健康サービスへのアクセスが限られているかまたは全くないことを報告した。提供された理由には、保健ケア提供者からの汚名と差別が含まれる¹⁵⁸。

¹⁵¹ ブルキナファソ、カメルーン、エスワティニ、ガーナ、ケニア、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア連合共和国、ウガンダ及びジンバブエからの提出物。

¹⁵² アンゴラ、ブルキナファソ、**日本**、ケニア、モザンビーク、ウガンダ及びジンバブエからの提出物。

¹⁵³ エスワティニ、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、ソマリア及びタンザニア連合共和国からの提出物。

¹⁵⁴ エスワティニからの提出物。

¹⁵⁵ アルゼンチン、コロンビア及びパラグアイからの提出物。

¹⁵⁶ トルコからの提出物。

¹⁵⁷ ニュージーランド(白皮症信託)からの提出物。 www.albinism.org/information-for-parents-grandparents-and-caregivers も参照。

¹⁵⁸ ガーナ、ケニア、**日本**、ヨルダン、マリ、スロヴェニア(政府)、ウガンダ及びタンザニア連合共和国からの提出

52. 妊産婦保健へのアクセスがもう一つの課題である国々もある。生まれた時に白皮症の赤ん坊としばしば最初に接触する助産師が、当該両親に健全な助言をする知識をしばしば欠いている¹⁵⁹。場合によっては、保健専門家が、白皮症について広がっている神話を繰り返し、または両親に誤った情報を与える。これは、白皮症の子どもの母親に自分の性と生殖に関する健康を含め、助言を求めることを思いとどまらせる。

53. 場合によっては、保健専門家が、地方の言葉を使えない外国人であると信じて、代わりに家族または連れ合いに話しかけて、白皮症の人々を看護しない¹⁶⁰。女性にとっては、これは時には連れ合いの存在が義務的でありまたは婦人科検査のような個人的な予約であっても事を容易くすることを意味する。このプライバシーと尊厳の欠如が、女性が非常に微妙な性質の性と生殖に関する健康サービスにアクセスすることを思いとどまらせている。

54. 場合によっては、妊娠した白皮症の女性は、その赤ん坊が白皮症をもっと生まれるだろうという根拠で、赤ん坊を中絶するよう奨励されている¹⁶¹。保健提供者の中には、妊産婦サービス、家族計画または性と生殖に関するその他の相談を求めている白皮症の女性を扱う時に、白皮症の女性に性関係があったことを奇妙に思っている者もあると伝えられる¹⁶²。

5. 白皮症にインパクトを受けている女性と子どもに影響を及ぼす決定の情報と意味ある参画へのアクセス

55. 教育の欠如は、自分の権利に関するものを含め、白皮症の女性が情報を得る際に直面する主要な障害の1つである。例えば適合・支援器具と相容れない情報のように関連情報のアクセスできない形式も、重要な課題である¹⁶³。言語の障害も、その教育程度のために多くの白皮症の人々が理解できない技術的に複雑な技術の利用を含め、課題である¹⁶⁴。白皮症のインパクトを受けている女性は、社会的孤立と排斥の高い危険にさらされているという事実も、他の人々と同等に情報にアクセスすることが不適切であるという結果となっている。これが、保健、教育、雇用及び家庭生活を含め、そのような情報が極めて重要である生活の領域への参画の欠如という結果となっている。

56. 提出物の中には、白皮症の女性が彼女たちに関連する意思決定フォーラムに大きく不

物。

¹⁵⁹ ケニアからの提出物。

¹⁶⁰ コロンビアからの提出物。これは白皮症の人々の目立つ外見---青白い顔色は外国人に関連している---による。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² ヴェ 55 ネズエラ・ボリヴァリアン共和国からの提出物。

¹⁶³ コロンビア、マラウイ、タンザニア連合共和国、ザンビア及びジンバブエからの提出物。

¹⁶⁴ エスワティニからの提出物。

在であることを示しているものもある¹⁶⁵。さらに、特に白皮症の女性たちに影響を及ぼす決定への彼女たちの意味あるかかわりを保障するプラットフォームは、一般的に存在しない。意味ある参画は、すべての人権の推進を可能にする。これは、民主主義、法の支配、社会的包摂及び経済開発の推進において重要な役割を果たし、不平等と社会的紛争を減らすために極めて重要である¹⁶⁶。従って、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの意味ある参画は、その権利の実現にとって極めて重要である。

57. 白皮症の人々を代表する市民社会団体の数は増えているが、これら団体は、しばしば、人権に基づく取組について知らないし、これを用いていない。従って、これら団体は、白皮症の人々がその権利を含め、その利益を提唱できる重要なプラットフォームと考えられている。しかし、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもに影響を及ぼす問題がこのような状況で適切に捉えられている程度は明確ではない。女性がこういったプラットフォームの意思決定の地位を占めているのかどうかまたは意思決定への女性の参画を認める思慮のあるメカニズムがあるのかどうかに関する情報もほとんどまたは全くない。

58. エスワティニでは、白皮症の人々は、健康上の危険のために、地域社会レベルの公的・政治的かかわりに時には参加できない。広がっている文化は、日の照る戸外で普通行われる地域社会の会合に行く時、帽子を被ることは不敬であるとしている¹⁶⁷。似たような状況が、ある農山漁村地域では、日よけのためであっても、ある状況で帽子をかぶり、サングラスをかけることは、社会的に不適切な行為とみられているフィジーを訪問中に、独立専門家に報告された(A/HRC/40/67/Add.1、バラ 34)。

59. 白皮症の女性たちが自分たちの利益を推進するために自分たちのプラットフォームを生み出した珍しい事例がある。これには、白皮症に関する公教育に重点を置いた団体を設立した女性たち、白皮症の人々のために提唱するメディアを利用している女性たち、白皮症の人々に対する意識を啓発し、その権利を提唱する野外劇やスポーツ行事のような文化的プラットフォームを利用している女性たちが含まれる¹⁶⁸。白皮症の女性の中には、白皮症に関連した意識を啓発し、問題を提唱するためにその公的地位を利用して、有名なモデルや公的人物になった者もある。このような例に加えて、意思決定のスペースへの白皮症の女性の包摂と意味ある参画を保障する対象を絞った努力はあまりない。

4. 適切な生活水準へのアクセス

60. 白皮症のインパクトを受けている多くの女性と子どもは、ひどい貧困の中で暮らしているという一般的な合意が、特にアフリカ、アジア及びラテンアメリカの部分で、白皮症

¹⁶⁵ エスワティニ、マラウィ、モザンビーク、ナイジェリア、ソマリア及びタンザニア共和国からの提出物。

¹⁶⁶ 公的問題に参画する権利の効果の実施に関する国々のためのガイドラインを参照。

¹⁶⁷ エスワティニからの提出物。

¹⁶⁸ ケニアからの提出物。

の人々の権利と取り組んでいる団体の間にある¹⁶⁹。これは、障害と貧困との間の一般的な相関関係を反映している¹⁷⁰。これは、シングル・マザーであることと女性が汚名、孤立、排斥を受けてきた状況とも関連している¹⁷¹。そのような孤立は、女性の所得創出活動への意味ある参画を制限し、永続する貧困のサイクルを受ける。さらに、早々と学校から落ちこぼれることは、しばしば、限られた経済的機会という結果となる。

61. 白皮症の人々が攻撃の被害者であると伝えられる国々では、白皮症の子どもの母親は、日常生活に子どもの安全性を絶えず組み入れている。白皮症の子どもの喜んで世話するまたは世話できるケア提供者を見つけることの困難を仮定して、パートタイムまたはフルタイムで子どもの世話をするために家にとどまっている者もある。例えば、白皮症の子どもの母親の中には、学校の行き帰りに子どもに付き添い、時にはその安全を確保するために、子どもの授業が終わるまで校内で待っている者もある。

62. 白皮症の女性の多くは、適切な教育を受けてこなかったという事実が、屋内を含め所得の多い雇用の機会を得るその能力を妨げている¹⁷²。従って、多くは非正規セクターで、農業での仕事または路上の呼び売りの仕事を追求して働いている¹⁷³。これが彼女たちを皮膚癌に晒し、これがさらにその働く能力を制限する。さらに、アフリカの白皮症の女性たちは、しばしば攻撃の脅威または恐怖のために夜番で働くことはできない¹⁷⁴。多くは、代わってその雇用機会を制限しつつ、昼間だけ働くことを保障するために労働時間を変更している。さらに、雇用者は普通、白皮症の女性を、有害な神話や誤解によって唆されるかも知れないセクハラと搾取から保護することを保障する安全保障措置を設置していない。

63. ほとんどすべての地域で、雇用にアクセスのある白皮症の多くの女性は、雇用者の中には、白皮症の女性のために合理的な収容法に経費をかけたくない者もあるので、効果的に働くことができない¹⁷⁵。障害に基づく差別を禁止する法的規定が設置されているところでさえこうである。さらに、雇用者の中には、白皮症の女性は効果的に働くことができないまたはその同輩よりも働く能力が少ないという偏見に基づいて白皮症の女性を差別する者もある¹⁷⁶。雇用者の中には、肌の色や外見のため顧客となる可能性のある人々を怖がら

¹⁶⁹ アフリカ及びコロンビアとエクアドルからの提出物。Samdani, Khoso、「パキスタンの農山漁村の途に御宿のプハティ族のユニークなアルピーノ村」も参照。

¹⁷⁰ Gerard Quinn, Theresia Degener、「人権と障害：障害の状況での国連人権条約の現在の利用と今後の可能性」（ジュネーヴ、OHCHR、2012年）。A/73/181も参照。

¹⁷¹ 日本からの提出物。

¹⁷² エスワティニとウガンダからの提出物。

¹⁷³ ガーナとウガンダからの提出物。

¹⁷⁴ コロンビアとエスワティニからの提出物。

¹⁷⁵ カメルーン、ケニア、モザンビーク及びタンザニア連合共和国からの提出物。

¹⁷⁶ ブルundi、カメルーン、コーディヴォワール、ガーナ、ケニア、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリ

せるかも知れないと心配するために、白皮症の女性を雇いたくない者もあると伝えられる¹⁷⁷。場合によっては、雇用者も被雇用者も、白皮症についての偏見のために、白皮症の者と一緒に働くことに抵抗を表す¹⁷⁸。

64. 起業家として、自分自身の事業を追求している白皮症の多くの女性は、顧客となる可能性のある者が白皮症の女性と取引に入ることを拒否するので、差別に直面している¹⁷⁹。これは、特に白皮症が特に目につく地域の場合である。事業利益を追求することは、多くの白皮症の女性は教育がなく、ローンの申し込みに必要な資本または見返り担保として役立つ資産も欠いているので、ローンにアクセスするのがしばしば困難であるので、貧困の中で暮らしている白皮症の女性にとっては問題である¹⁸⁰。白皮症の女性は、広がっている汚名と差別並びに白皮症の人は消えていなくなり、従って地域社会の金貸しに返金しないだろうという神話のために、金融貯蓄やローンに関する地域社会のイニシャティヴにアクセスする際にも困難に直面する¹⁸¹。

65. 白皮症の女性と白皮症の子どもの母親を支援する経済的エンパワーメント・イニシャティヴは、特に限られている。白皮症の人々を支援するイニシャティヴは、継続して慈善行為をモデルとしており、人権に基づく視点から立案されていない。この認識は、これらイニシャティヴを真のアクセスに積極的に変革でき、これら女性が利用できる経済機会から利益を受けことができるようにする、白皮症の女性と白皮症の子どもの母親からの戦略的介入を制限している。従って、白皮症の女性は、彼女たちを支援するために立案されたプログラムで自治的決定権を減多に行使しないし、意味あるようにこのプロセスの共同所有権を持つこともない。

66. 白皮症の女性は、白皮症の女性一般を支援するために立案された経済イニシャティヴから利益を受けることもなければ、これに気づいてもいないと伝えられる。例えば、ケニアの Uwezo 基金は、白皮症の女性が地域社会レベルで事業や企業を推進するための金融にアクセスできるようにすることを目的とするイニシャティヴである¹⁸²。しかし、ケニアからのある提出物は、白皮症の女性がこの基金から完全に利益を受けているかどうかは明確ではないことを示していた。

67. 国々の中には、白皮症の人々にエンパワーメントの機会を特に提供するために積極的優遇措置を用いてきたところもあるが、そのような措置は、完全に実施されてもいなければ

カ、タンザニア連合共和国、ウガンダ及びジンバブエからの提出物。

¹⁷⁷ ガーナ、スペイン及びウガンダからの提出物。

¹⁷⁸ ジンバブエからの提出物。

¹⁷⁹ ナイジェリアとウガンダからの提出物。

¹⁸⁰ エスワティニ及びケニアからの提出物。

¹⁸¹ アルゼンチンからの提出物。

¹⁸² ケニア(政府)からの提出物。

ば、しばしば、白皮症の人々または白皮症の女性を含めているわけでもない。例えば、アルゼンチンで、地方自治体と国のレベルの公的機関は、白皮症の人々のための4%の雇用クォータを有している¹⁸³。しかし、そのクォータは厳しく守られているわけではない。同様に、チリでは、すべての会社にその被雇用者の1%が白皮症の人々であることを義務付ける法律が存在する¹⁸⁴。しかし、雇用者は白皮症を障害とは考えておらず、従って白皮症の女性はしばしばこの利益から除外されている。

7. 性暴力と有害な慣行

68. 特に白皮症の女性と女兒を標的とする性暴力に関するデータは、世界的に利用できるわけではない。しかし、受け取った提出物の中には、白皮症の呪物化が女性と子どもに対する性暴力という結果となる事件に言及しているものもある¹⁸⁵。さらに、白皮症の女性との性交がHIVを癒すことができるという迷信に基づいた白皮症の女性と女兒のレイプが報告された。2016年に、タンザニア連合共和国の第7回・8回合同報告書に関する最終見解の中で、女子差別撤廃委員会は、白皮症の女性に対する有害な慣行について懸念を提起し、HIV治療として白皮症の女兒または女性との性交を定める慣行、女性と女兒を含めた白皮症の人々の儀式的殺害と攻撃、妖術の目的での彼女たちの身体の部分の利用、白皮症の子どもの母親が受ける汚名と社会的排除を述べた(CEDAW/C/TZACO/7-8、パラ18(b))。

69. 場合によっては、白皮症の女性は、他の女性よりも価値が低い者と考えられ、従って、そのパートナーによって性的辱めを受け、性的攻撃を受ける¹⁸⁶。そのような事例は、特に国の状況では、あまり頻繁には報告されない。さらに、白皮症の女性と女兒は、男性によって頻繁に性的に搾取されるが、特にもし妊娠でもすれば、関係または結婚を拒否される¹⁸⁷。従って、彼女たちは自分と新生児を守る機会も限られる状態で、窮乏に陥る。

70. 極端な事例では、特に南部、東部、西部、中央アフリカで、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもは、儀式的目的のために誘拐され、犠牲にされる。彼らの器官と身体の部分は、「妖術と霊的力のためのまじない」を準備するために収穫される。他の事例では、彼らが繁殖しないことを保障するためにただ殺害されている¹⁸⁸。こういった犯罪の被害者の大半は子どもである。

¹⁸³ アルゼンチンからの提出物。

¹⁸⁴ チリからの提出物。

¹⁸⁵ エスワティニ、タンザニア連合共和国及びジンバブエからの提出物。

¹⁸⁶ エスワティニ、ナイジェリア及びセネガルからの提出物。

¹⁸⁷ トーゴ、ウガンダ及びジンバブエからの提出物。

¹⁸⁸ Aloy Ojilere, Musa Saleh, 「尊厳と生命の侵害: サハラ以南アフリカでの白皮症の女性と女兒の課題と見直し」、*人権と社会事業ジャーナル*、第4巻、第2号(2019年9月)。

71. 白皮症の赤ん坊の母親が、魔術の非難を受け、そのような赤ん坊は住んでいる地域社会にとっての呪いであり悪い前兆であるとの間違った根拠の主張に基づいて身体的害を受けてきた例も報告されてきた¹⁸⁹。白皮症の子どもを産むことは、ある社会では呪いであると考えられ、これが、彼らには「悪霊が取り憑いている」という誤った考えで、その地域社会の白皮症の赤ん坊の母親の排斥に繋がっている¹⁹⁰。

8. 意思決定のためのデータ

72. 受け取ったほとんどすべての提出物が、白皮症、特に白皮症のインパクトを受けている女性と子どもに関する限られたデータ(調査と国勢調査を含め)があることを示していた¹⁹¹。

73. その結果、白皮症の女性と子どものための戦略的な支援イニシアティブにとって利用できるデータは限られている。しかし、進歩は遂げられつつある。ナミビア、シエラレオネ、タンザニア連合共和国及び最近ではケニアとマラウイが、白皮症の人々の数に関するデータを収集するために、特定の質問を含んだ国政調査を行ってきた。これら国々は、障害者に関するワシントン・グループの短い一連の質問の修正版を用いた。これら初期データは、性別データの収集を超えて、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもが直面する特別な問題に関する包括的データに対処し提供できる詳細な状況分析に勢いを与えている。

74. 国々の中には、特に白皮症の人々に対する攻撃の通報がなかったところで、白皮症の人々に特に関連したデータを収集することは必要ないという想定があったところもある¹⁹²。この想定は、データの不十分さまたはデータの完全な欠如が、このインパクトを受けている者の状態や状況の理解に対する障害となっているので、問題がある。例えば、新たなデータが欧州全体の白皮症の以前に報告された広がりをも問題にしている。以前は、17,000名中1名と報告しされたが、新しいデータは、例えば北アイルランドとオランダで、この地域のかなり高い広がりを見せている(A/74/190、パラ 65)。

¹⁸⁹ 同上。独立専門家も、中国、インド及びその他のアジアとカリブ海の不文における二ような状況の逸話的報告を受けてきた。

¹⁹⁰ ブルンディ、コンゴ民主共和国、エスワティニ、ガーナ、ケニア、もづんびーく、セネガル及びウガンダからの提出物。

¹⁹¹ アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ民主共和国、エクアドル、エスワティニ、フランス、ドイツ、ガーナ、グアテマラ(政府)、ギニア、ハイティ、ヨルダン、ケニア、マリ、メキシコ(開発されつつある国勢調査)、モザンビーク、ナイジェリア、ニジェール、パナマ、セネガル、スロヴェニア(政府)、ソマリア、タンザニア連合共和国(2012年に、収集されたタンザニア国勢調査データをLund s Roberts は用いているけれども)、トルコ、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア及びジンバブエからの提出物。

¹⁹² アゼルバイジャンからの提出物。

9. 司法、救済策及びリハビリへのアクセス

75. 白皮症の子どもに対する攻撃の比較的高い発生率は、しばしば攻撃者が子どもたちを安全な環境から操作し、誘い出すことが容易いと思っているという事実のせいであった。子どもたちは、そのような攻撃から身を守る身体的能力を減多に持っていない。従って、司法へのアクセスが利用でき、アクセスできるものであることを保障することが重要である。しかし、子どもに配慮した取組は、多くの国々の司法制度で用いられてこなかった¹⁹³。

76. さらに、白皮症の女性と女兒に対する対象を絞った攻撃は、しばしば性暴力がかかわっているため、全裁判プロセスを通して被害者の扱いにおいて司法制度がジェンダーに配慮したものであることが絶対に必要である。しかし、これはしばしば課題である。あるステイクホルダーは、司法制度の官僚的性質が、依然として司法へのアクセスに対する障害であると述べている。長いプロセスは、被害者にとって疲れるもので、情緒的に枯渇するものであり、困惑するものであり、これが、被害者が司法に対して侵害を通報する意欲を失わせることに繋がる。

77. 大勢が加害者からの報復を恐れているので、自分の苦難を当局に通報することを選ぶ白皮症の女性の安全についても懸念がある¹⁹⁴。例えば、ケニアとタンザニア連合共和国では、婚姻関係にあるパートナー、家族または友人が白皮症の女性、またはその白皮症の子どもに対する攻撃に関わった白皮症の女性は、そのような加害者に対して証言した後で報復の脅しに直面していると伝えられる。報復は、しばしば、家族からもより広い地域社会からも出てくる¹⁹⁵。他の女性たちは、特に性的攻撃事件で、司法制度のプライバシーと機密性の欠如について苦情を述べている。モザンビークから受領した提出物は、犯罪が警察に通報される時、苦情申し立て者の個人的情報が普通被告人に明らかにされることを示している¹⁹⁶。さらに、白皮症の女性は、時には、司法制度の職員の差別的態度のために司法制度を通して賠償を求めることを思いとどまらせられる¹⁹⁷。

78. 上に述べたように、白皮症の女性と白皮症の子どもの母親は、しばしば、その地域社会からの追放に直面している。しかし、これが警察に通報されても、当局は追放を犯罪であると考えたことは減多になく、この問題を捜査のために優先することもない。

79. 地域の中には、白皮症の女性が直面している貧困が、高額の法的手数料を支払うこと

¹⁹³ 子ども被害者と犯罪の証人がかかわる問題の司法に関するガイドラインは、「子どもに配慮した」という用語は、保護への子どもの権利をバランスさせ、子ども個人のニーズと考えを考慮に入れる取組を指すことを示している。

¹⁹⁴ ブルンディ、コンゴ民主共和国、ケニア、モザンビーク及びセネガルからの提出物。

¹⁹⁵ ケニアからの提出物。

¹⁹⁶ モザンビークからの提出物。

¹⁹⁷ コロンビアとヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国からの提出物。

ができず、従って普通他の事件が積み重なっている公的な法的援助制度に頼らなければならないことを意味する。さらに、弁護士たちは、白皮症に特化した事件を適切に扱う状況的知識を有していない¹⁹⁸。その他の経費に関連する障害も存在する。例えば、警察が、申し立ての調査をするために手数料を取るが、これはほとんどの白皮症の女性、特に最も経済的に不利な立場にある女性にとってはとても払いきれないものである¹⁹⁹ことが報告されている。さらに、警察の部局で起こることもある汚職が、原告にとっては高くつき、捜査を遅らせる²⁰⁰。

80. 攻撃と差別の被害者である白皮症の女性と子どものためのリハビリ支援は、散発的な支援がしばしば市民社会団体によって提供されているが、大部分利用できない²⁰¹。この支援の欠如がそのようなイニシアティブの持続可能性に否定的な影響を与えている。

V. 好事例: 法律、政策、具体的措置及び開発イニシアティブ

A. 意味ある参画

81. 白皮症の女性と白皮症の子どもの母親が情報を分かち合い、社会的・心理的支援にアクセスし、合同で経済活動を行うことができるようにするフォーラムと構造を開発するために、ケニアとタンザニア連合共和国の市民社会団体によって、プログラムが現在展開されつつある²⁰²。白皮症のインパクトを受けている女性と女兒が彼女たちに関係する公的意思決定に参画することができるようにする自己提唱とグループ提唱スキルを開発することによって、自治と働きを高めるための市民のスペースもある²⁰³。

82. タンザニア連合共和国では、Upendo wa Mama(スワヒリ語で「母の愛」)と呼ばれる白皮症のインパクトを受けている女性の「母親」グループが、所得創出活動を行い、連帯を育み、特にその子どもが攻撃され、拒否された女性と家庭問題を経験している女性に情緒的支援を提供するための物理的スペースを提供することにより、会員をエンパワーしている。これは個人がその力を評価し、タンザニア連合共和国で白皮症の人々、特にこの条件のインパクトを受けている母親と子どものためにより良い社会を築くための闘いにおいて指導者を助けるためのプラットフォームである²⁰⁴。2019年に、積極的暴露ケニアという団体は、白皮症の神話をなくし、その地域での役立つ資源に人々をつなげるための「白皮

¹⁹⁸ ケニアからの提出物。

¹⁹⁹ ウガンダからの提出物。

²⁰⁰ マラウィからの提出物。

²⁰¹ コロンビアからの提出物。

²⁰² <https://allafrica.com/stories/201910250107.html> 及び <https://positiveexposureorg/our-amazing.jayne-waithera-positive-exposure-kenya/>を参照。

²⁰³ ケニアからの提出物。

²⁰⁴ <https://standingvoice.exposure.co/upendo-wa-mama>を参照。

症と私」と呼ばれる携帯アプリを開始した。この団体は、白皮症のインパクトを受けている女性のための技術訓練プログラムも提供している。

83. タンザニア連合共和国の青年会議の2017年の「憲法」の第6条は、そのプロセスに白皮症の子どもたち(その他の脆弱な集団の中でも)の包摂のための特別措置を規定している。青年会議には、現在その執行委員会に2名の白皮症の子どもがいる²⁰⁵。同様に、ケニアの2010年の「憲法」の第54条(2)は、選ばれた及び任命された公共機関の委員の少なくとも5%は障害者でなければならないと規定している²⁰⁶。その結果、白皮症の人々の中には、今では、上院と高等裁判所を含め、政府とその他の機関の高い地位を占めている人もいる²⁰⁷。

B. 保健へのアクセス

84. オーストラリアの「国内障害保健計画」は、白皮症の赤ん坊の母親が子供の早期介入にアクセスすることを支援している。これには、子どもがその視力を最大限に活用し、安全に独立して移動することを支援する日よけ保護と弱視サービスに関する情報が含まれている²⁰⁸。

85. ウガンダ所得局は、日よけのような白皮症の人々の保健を支援する輸入品の免税を規定している²⁰⁹。NGOの「白皮症の人々のナイル連合資源」は、女性と子どもを含めた多くの白皮症の人々のために何千本もの寄付された日除け剤を免税で輸入できるようにしてきた²¹⁰。タンザニア連合共和国では、政府、国連子ども基金(ユニセフ)及び *KillSun* と *Standing Voice* のような NGO の支援を得て、日よけが地方で生産され、国中の白皮症の人々、特に女性と子どもに配布されている。

C. リハビリと心理的支援

86. タンザニアに拠点を置く NGO の「同じ太陽の下で」と *Standing Voice* は、暴力のサヴァイヴァー、特に白皮症のインパクトを受けている女性と子どものためのリハビリ施設とサービスを設立してきた。施設とサービスには、暴力のサヴァイヴァーを癒し、再びその地域社会の生産的構成員となることを援助することを目的とするカウンセリングと社会経済的プログラムが含まれる²¹¹。

²⁰⁵ タンザニア連合共和国からの提出物。

²⁰⁶ ケニア(政府)からの提出物。

²⁰⁷ 同上。

²⁰⁸ オーストラリアからの提出物。

²⁰⁹ ウガンダとジンバブエからの提出物。

²¹⁰ ウガンダからの提出物。

²¹¹ マラウィとタンザニア連合共和国からの提出物。

D. 雇用と適切な生活水準

87. タンザニア連合共和国の Upendo wa Mama グループは、宝石作り、石鹸作り、蜜蝋製品作り、縫物、パン焼きを通して、自分と家族を支えるようその会員をエンパワーしている。「同じ太陽の下で」も、白皮症の子どもたち、特に貧しい家庭の子どもたちと攻撃と強制移動の被害者の教育に投資している。初等から高等までのその全教育は、「同じ太陽の下で」とそのパートナーによって支払われている。Standing Voice とのパートナーシップが、彼らの健康と福利が検査され、必要な適合器具が提供されることを保障している。さらに、卒業後は、「同じ太陽の下で」が雇用統合と就職支援の訓練を彼らに提供している。現在まで、何百人という白皮症の子どもたちが、この支援を受け、うまく卒業してきた。このプログラムは、その生活水準にとって変革的であり、社会对白皮症の子どもたち及びより幅広く白皮症の人々に対する認識を変えるという点でも変革的である²¹²。

88. さらに、加盟国の中には、上に説明したように公的事務所で、または雇用一般において、法律及び積極的優遇措置政策を採用してきたところもある。こういった法律と政策も、白皮症の人々のための職場での合理的な収容法を義務付けている。とりわけ、デンマーク、スロヴェニア及びスペインは、白皮症の被雇用者に合理的な収容法を提供することを必要としている雇用者に助成金を提供している²¹³。

89. デンマークは、子どもが 18 歳になるまで、白皮症の子どもを持つ家庭に財政支援も提供している。フィジーでは、政府が、年収 5 万フィジー・ドル以下のすべての世帯に、家またはアパートを購入するための財政支援を提供する政策を実施している。これは、貧困の中で暮らしている白皮症の人々または場合によっては彼らを虐待していると伝えられる親戚に頼っている白皮症の人々の独立のために重要である。

90. さらに、減税プログラムの下で、政府は、学校から落ちこぼれた者の雇用、高等教育の学生及び障害者の雇用を支援するよう、フィジーの企業を奨励してきた。ケニアでは、障害者は、免税も認められている。障害者が経験する社会経済的格差を最小限にするための社会保護基金も設置されている²¹⁴。

E. 性と生殖に関する健康サービスへのアクセス

91. 人口サービス・ジンバブエは、2 週間に 1 度、白皮症の女性と女兒のための無料の性と生殖に関する健康サービスを提供し、毎日このサービスを提供するための討論が継続している。これは、これらサービスにアクセスする際の経費と距離の点での重荷を楽にする。

²¹² www.underthesun.com/content/education-support を参照。

²¹³ デンマーク、スロヴェニア(政府)及びスペインからの提出物。

²¹⁴ ケニアからの提出物。

92. エクアドルでは、公衆衛生省が、障害者のための包括的な性と生殖に関する健康ケアに関するハンドブックを準備してきた²¹⁵。これは、白皮症の女性と女兒を含め、適切な情報とケアの提供において、サーヴィス提供者が経験する知識格差を埋め、汚名をめぐる問題に対処することを目的としている。

F. 教育へアクセス

93. ブルキナファソでは、学校の試験が大きな文字の印刷で再生され、白皮症の人々の権利と取り組んでいる市民社会団体が現在小学校の教科書の印刷を拡大している²¹⁶。他の国々では、市民社会団体、つまり「今関わろうアフリカ」と「ガーナ白皮症協会」も、白皮症の学生のために大きな印字の本を提供するために、西アフリカ試験会議と協力している²¹⁷。

94. セネガルでは、Jang Pekki として知られるプログラムが、医療相談、学校の設備、衣服、学校の行き帰りの輸送を提供することにより、白皮症の子どもたちの学習ニーズに応える手助けをするために立案された²¹⁸。

95. フランスでは、一旦子どもに障害があると認められると、障害法の下で、その子は必要な適合資源を与えられている。これには、文書を拡大するためのコンピュータ・ソフトウェア、遠くから情報を読み取るカメラ、必要な時に学生が日除けをもらうことを保障する個人化されたプログラムが含まれる²¹⁹。

96. ブルンディでは、白皮症と取り組んでいる団体、つまり、「国境なき白皮症」と「白皮症の女性」、また、コーティヴォワールでは、"Bien-Etre des albinos de cote d'Ivoire"が、教員と仲間の学生に、白皮症の子どもたちのニーズについての情報を定期的に普及している²²⁰。同様に、ナイジェリアの白皮症財団は、学習者と教員の間で白皮症に対する理解を促進するために、学校で配布するための白皮症に関する核心となるメッセージと白皮症について頻繁に尋ねられる質問に関する文書を更新している²²¹。

97. かなりの数の国々と同様に、マラウイ²²²とタンザニア連合共和国²²³は、国内の包摂的

²¹⁵ エクアドル(政府)からの提出物。

²¹⁶ ブルキナファソからの提出物。同様のイニシャティヴは、カメルーン、ケニア及びウガンダの提出物でも報告された。

²¹⁷ ガーナからの提出物。

²¹⁸ セネガルからの提出物。

²¹⁹ フランスからの提出物。

²²⁰ ブルンディとコーティヴォワールからの提出物。

²²¹ ナイジェリアからの提出物。

²²² マラウイからの提出物。

²²³ タンザニア連合共和国からの提出物。る

教育戦略を開発し、ナイジェリアは、国内の包摂的教育政策を導入している²²⁴。すべての努力は、すべての子どもたち、特に最も脆弱な子どもたちが、包摂的な場で、質の高い教育に平等にアクセスできることを保障することを目的としている。それぞれの戦略には、白皮症を含めた障害のある学生にどのように支援を提供するかに関して教員を訓練することが含まれる。

G. 司法へのアクセス

98. マラウイでは、白皮症の人々に対する犯罪に対する懲罰を増やすために刑法が改正され、これがそのような犯罪の頻度を減らしたと伝えられている²²⁵。さらに、タンザニア連合共和国では、白皮症の人々に対する犯罪がかかわる事件が、政策の問題として処理されている。同様の努力は、白皮症の女性に対する性暴力の犯罪を処理し、刑の宣告中の悪い要因として白皮症の子どもに対する攻撃を認めるために払われている。

99. 白皮症の人々に関連する型の犯罪を訴追することに関連する情況的要因に関して、国連国別チームの支援を得て、マラウイの法律専門家が訓練されてきた。従って、司法制度で白皮症の女性と子どもを扱う時に、ジェンダー配慮と子どもを中心とした取組に関して法律専門家の能力を開発するために努力を払うこともできる。

VI. 結論と勧告

100. 白皮症のインパクトを受けている女性と子ども、つまり、白皮症の女性、白皮症の子ども及び白皮症の子どもの母親は、全体的に白皮症の人々の社会的排除の結果として生じる汚名、差別及び人権侵害に不相応に耐えている。白皮症の人々の他の家族は、似たような重荷を担っていることが合理的に推定できよう。他の家族の状況は、本報告書の範囲を超えているが、さらなる調査を必要とする。

101. 独立専門家が受領した提出物から判断して、白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの状況が住んでいる国の人間開発指数の順位に直接関連しており、比較的高い貧困率の国々は、そのような女性と子どもにとって状況がより悪い国々であることは明らかである。障害者は、世界的に最も貧しい人々の中にあることが知られており、白皮症の人々はこの点で例外ではない。さらに、白皮症についての無知と認識不足の程度、白皮症に関する教育の欠如及びこの条件に関する以前から存在し汚名を着せる神話、地域社会の他の人々に対して白皮症の人々の比較的目につきやすさ（超可視性）が「肌の色」を根拠とした差別の点での事態を悪くする要因であるようである。

102. 白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの状況は、白皮症の人々の身体の神秘化に基づくこの条件の呪物崇拝化、攻撃及び殺害に基づく性暴力を含め有害な慣行が広が

²²⁴ ナイジェリアからの提出物。

²²⁵ マラウイからの提出物。

っている地域社会でさらに悪化している。この形態の暴力は、特に白皮症の女性と子どもを標的としてきた。

103. 従って、国家が、開発パートナーの支援を得て、以下のジェンダーと子どもに配慮した勧告を考慮入れることが絶対に必要である。これらは、本報告書で提起された問題の関連セクターへの統合を必要とする措置と白皮症のインパクトを受けている女性と子どもの対象を絞った特別な重点を必要としている措置を含め、二又の取組の状況で提供される。すべての報告は、白皮症の人々に対する攻撃の記録を持つ国々に当てはまるが、かなりの数の報告書は、攻撃が報告されなかったかもしれない様々な程度の差別が報告された他の国々にも当てはまる。

104. 独立専門家は、本報告書で提起された問題の関連セクターへの統合を必要とする以下の措置を加盟国が取ることを勧告している。

105. 以下を通して、公衆衛生イニシャティヴに白皮症を組み入れること。

- (a) 妊産婦と家族の支援政策。
- (b) 癌予防政策。
- (c) 珍しい条件の政策。
- (d) 特に地域社会の近親婚の慣行との遺伝学的カウンセリング政策。

106. 以下を通じた白皮症開発イニシャティヴを実施すること:

(a) 誰も取り残さないという「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の誓約に命と真の意味合いを与える、脆弱な集団の保護を目的とする国内開発計画と戦略。

- (b) 有害な慣行の撤廃。
- (c) 障害、教育、司法へのアクセスに関連する政策。
- (d) 肌の色と人種差別に関連する政策。

107. 独立専門家は、白皮症の女性と子どもに以下の提供を保障することを勧告している:

- (a) 教育と社会経済的開発へのアクセス。
- (b) 所得創出活動。
- (c) 雇用と教育へのアクセスを改善するため合理的な収容法のその他の措置の中でも適合器具。
- (d) 白皮症のインパクトを受けている女性と子どもを代表する団体のための人権訓練と能力開発。
- (e) 司法、賠償、リハビリへのアクセス。

(f)攻撃の被害者であった女性と子どものための生計を取り戻す際の医療的・心理的・社会経済的支援の形態での矯正的支援。

(g)攻撃を加えたことのある家族または地域社会の構成員に対して証言したいと思っている白皮症のインパクトを受けている女性と子どものための証人の適切な保護。

(h)司法救済策にアクセスする際の持続可能な手続き上の公正性を確保するために、裁判中に証言する特にサヴァイヴァーのための攻撃の証人に対する経費の掛からない質の誓い法的相談。

108. 独立専門家は、加盟国が以下のために白皮症の人々を代表する市民社会団体をエンパワーする。ことを勧告している:

(a)既存の訓練モジュールに白皮症を統合することにより、特に妊産婦、腫瘍学、癌予防セクターの保健・医療専門家の間に白皮症についての意識を啓発するため。

(b)白皮症の遺伝学的起源について男性を教育する意識啓発措置を採用するため。

109. 独立専門家は、最低の性別・年齢別データを収集するために、加盟国が、障害者統計ワシントン・グループノ好事例と勧告に従って、国政調査と国内保健調査に、白皮症の人々を含めことを勧告している。

110. 独立専門家は、市民社会と国際開発パートナーが以下を行うことを勧告している:

(a)白皮症のインパクトを受けている女性と子どもに特化した活動を含む措置が、唐戸の意味ある相談の後で実施されることを保障すること。

(b)すべての白皮症プログラムの形成において、ジェンダーの視点が、すべての介入の立案、実施、監視、評価の不可欠の部分形成することを保障すること。

以 上